

# 富山県水質環境計画

～クリーンウォーター計画～



平成 27 年 3 月

 富山県

## 目 次

<b>第1章 総論</b> .....	<b>1</b>
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 対象.....	2
<b>第2章 水環境の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
1 水環境の現状.....	3
2 水環境の課題.....	7
<b>第3章 計画の目指す姿と水環境保全施策</b> .....	<b>13</b>
1 計画の目指す姿.....	13
2 計画の指標.....	13
3 水環境保全施策.....	15
<b>第4章 計画の推進体制</b> .....	<b>31</b>
1 県民・NPO、事業者、行政の役割.....	31
2 計画の推進体制.....	32
3 計画の進行管理.....	32
<b>資料編</b> .....	<b>34</b>
<b>I 汚濁物質の排出状況及び将来予測</b> .....	<b>35</b>
<b>II 自然環境及び社会環境</b> .....	<b>41</b>
1 自然環境.....	41
2 社会環境.....	45
<b>III 水環境に関する県民意識調査結果</b> .....	<b>59</b>
<b>IV 用語集</b> .....	<b>61</b>

## 第1章 総論

### 1 計画の趣旨

本県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観や蜃気楼がみられる不思議の海富山湾、さらには本州一の植生自然度を誇る森林、名水百選に全国最多の8か所が選定される清らかな水環境など、豊かな自然環境に恵まれています。私たちは、先人の英知と努力の賜物であるこれらの素晴らしい環境を守り育て、県民の大切な財産として、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

特に水環境は、人間の生存や活動の基盤であるとともに有限な資源であり、これを保全し活用していくことが重要であるとともに、自然とのふれあいの確保やうるおいと安らぎを与える水や緑の保全と創造が求められているところです。

こうしたことから、県では、昭和62年2月に「富山県水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を策定し、その後、水環境の状況の変化に対応して計画を逐次改定しながら、「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」を目指し、各種施策を推進してきました。

その結果、県内の河川や海域の水質は全般的に改善され、良好な状態を維持していますが、一方では、灯油などを暖房に使用する冬期に油流出事故が多発するなどの課題が残されています。

また、平成26年10月の富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」加盟や、27年3月の北陸新幹線開業に伴い、県外からの来訪者の増加が見込まれることなどから、本県の水環境の保全やその魅力の向上に向けた取組みが、今後ますます重要になってきます。

このような状況を踏まえ、本県の水環境の保全をより一層推進するとともに、その魅力をさらに向上させるため、クリーンウォーター計画を改定し、これまで以上に、県民、事業者、行政等が一体となって優れた水環境づくりに向けた取組みを進めていきます。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、富山県環境基本条例第12条に定める富山県環境基本計画に基づく水質の汚濁の防止に関する個別計画として策定するものであり、河川、湖沼、海域及び地下水の水環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものです。

また、県民、事業者、市町村等と連携協力して、本県の豊かで清らかな水環境の保全に取り組むとともに、水環境の魅力をさらに向上・創造させるための県の施策を体系的に示すものです。

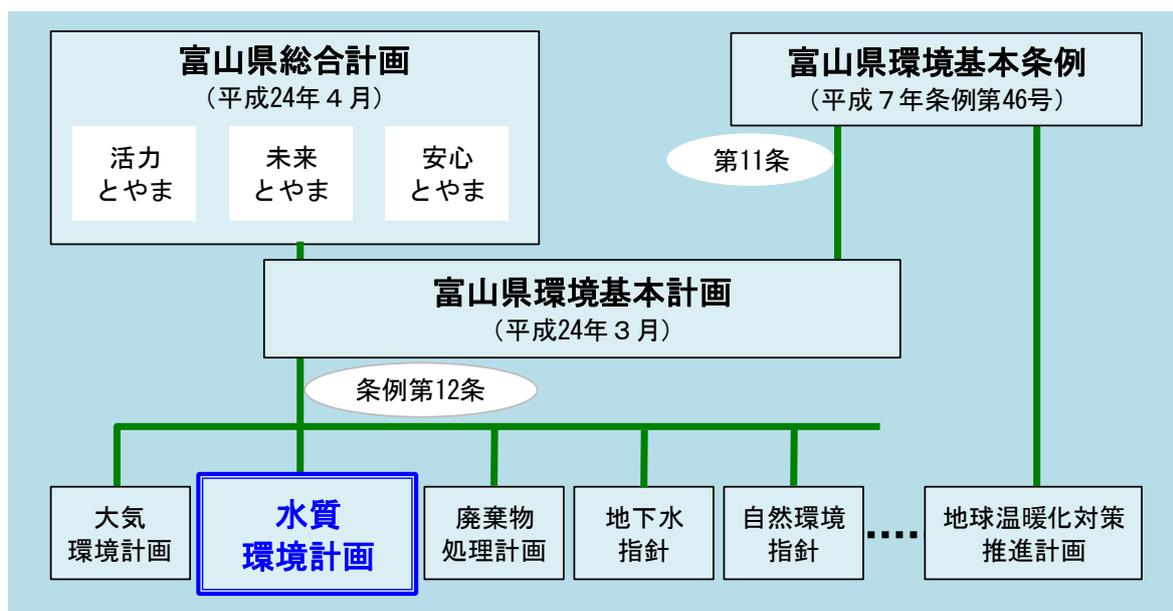


図 1-1 計画の位置づけ

### 3 計画の期間

この計画の計画期間は、平成 27 年度から 33 年度までの 7 年間とします。

なお、今後の経済社会情勢の変化、水質汚濁防止法その他の制度の改正などの内容によっては、計画期間内にあっても必要な見直しを行うものとします。

### 4 対象

富山県の区域に属する公共用水域及び地下水とします。

## 第2章 水環境の現状と課題

本県の公共用水域（河川、湖沼、海域）及び地下水の水質や、これらの水域を取り巻く状況や人の活動（以下、これらを総称して「水環境」といいます。）について、その現状及び課題は次のとおりです。

### 1 水環境の現状

#### （1）公共用水域の水質

公共用水域の水質環境基準の達成状況については、カドミウムや水銀等の人の健康の保護に関する項目（有害物質）では、富岩運河のダイオキシン類を除き、達成維持しています。一方、BOD（生物化学的酸素要求量）やCOD（化学的酸素要求量）の生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）では、近年、河川、湖沼では100%を達成維持しています。また、海域では、これまでは環境基準の達成率が低い年もありましたが、平成21年度以降は90%以上を維持しており、全国と比較して高い水準で推移しています。

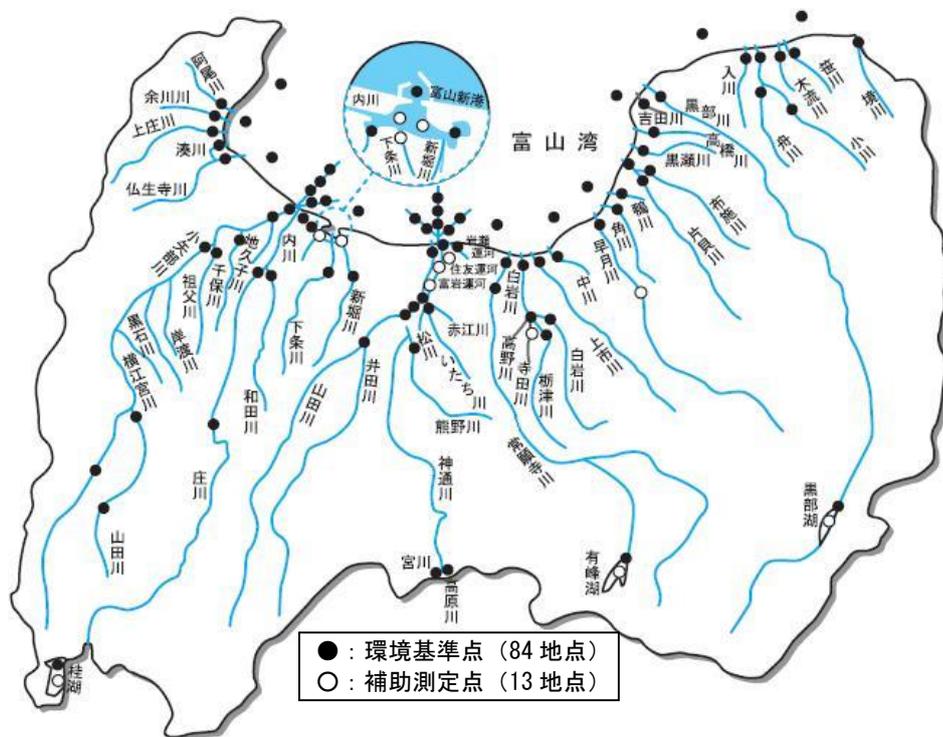


図2-1 水質調査地点図

表2-1 水質環境基準達成率（生活環境項目）（単位：％）

区分	類型	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
河川	全体	100	100	100	100	100	100	100	100
湖沼	全体	100	100	100	100	100	100	100	100
海域	A	41	100	59	100	100	88	100	100
	B	100	100	100	100	100	100	100	100
	C	100	100	100	100	100	100	100	100
	全体	60	100	72	100	100	92	100	100

- 1) 有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD（河川）、COD（湖沼及び海域）によります。
- 2) 水質環境基準達成率は、県内の環境基準点の全地点数に対する環境基準達成地点数の割合です。

河川や湖沼の水質については、河川のBODはすべてB類型相当以上、湖沼のCODはすべてA類型相当の水質となっています。

海域の水質（COD）は、平均すると、21年度以降は概ね横ばいとなっており、20年度以前と比較すると改善していますが、気象、海象等の自然要因に左右されやすいことが指摘されています。

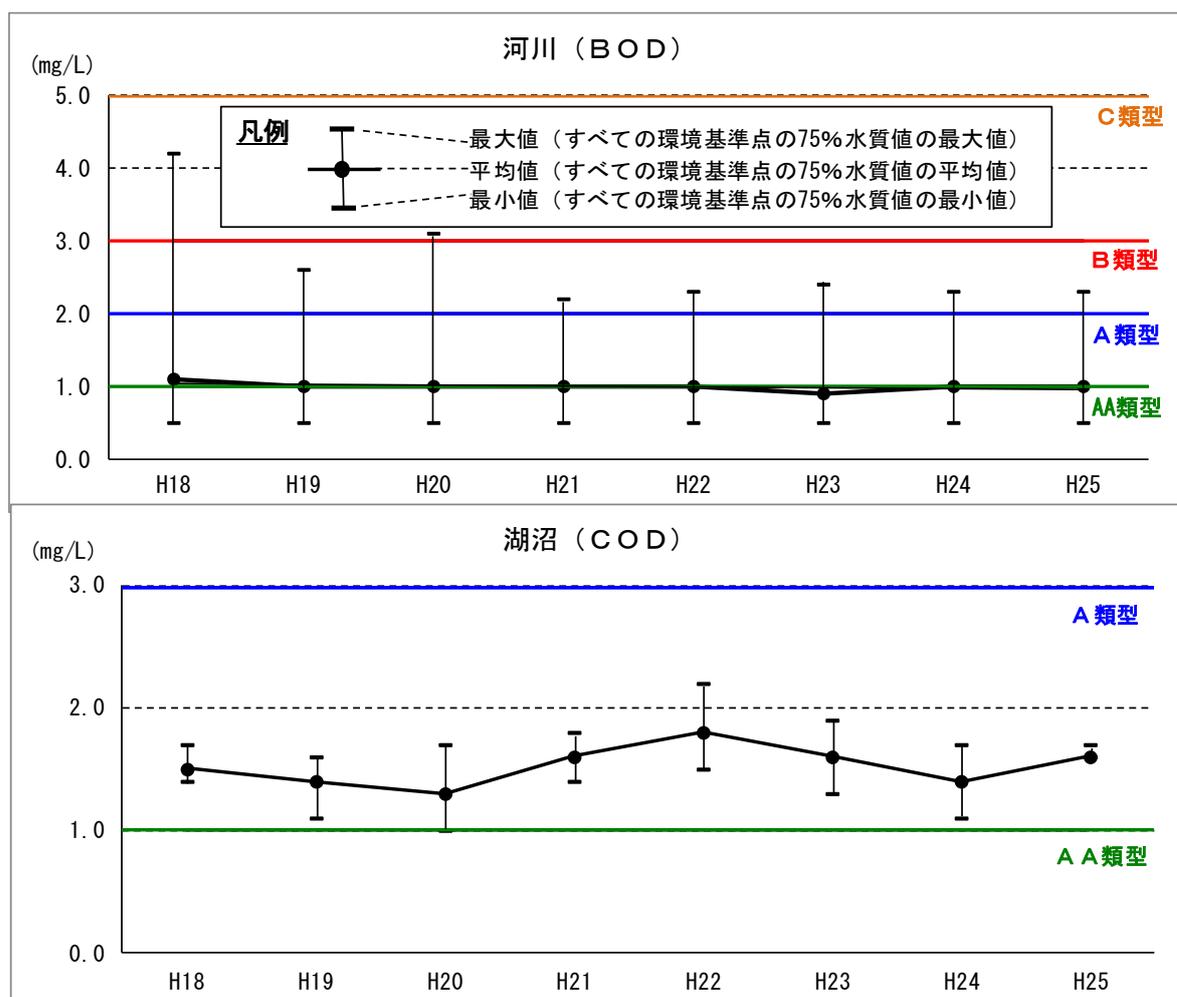


図2-2 (1) 公共用水域の水質の推移（河川・湖沼）

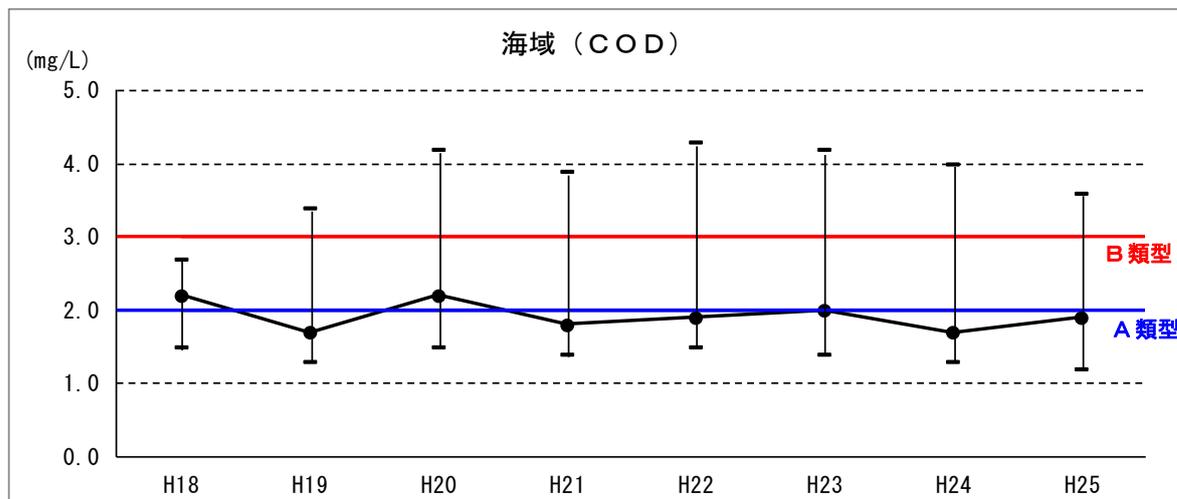


図 2-2 (2) 公共用水域の水質の推移 (海域)

## (2) 地下水の水質

地下水については、2年度から県下の平野部全域において計画的にカドミウムや水銀等の有害物質について水質の調査を実施していますが、ほとんどの地域において環境基準を達成し、良好な水質が維持されています。また、過去に汚染が判明した地域においても汚染範囲の拡大はみられません。

表 2-2 地下水汚染の状況 (25 年度)

項目	環境基準超過地域数	調査結果 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
テトラクロロエチレン	2	0.023~0.031	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	16	10

- 1) 環境基準超過地域数は、県下の平野部を 2km メッシュに区分したメッシュ数のことをいいます。
- 2) 調査結果は、環境基準超過地域内の最高濃度地点における年平均値を表します。
- 3) このほか、自然由来の砒素による地下水汚染がみられます。

## (3) 水質汚濁事故の発生状況

水質汚濁事故については、工場・事業場のほか、家庭においても近年は 10~20 件程度発生しており、特に、冬期を中心に油流出事故が多数発生しています。

表 2-3 水質汚濁事故の発生件数の推移 (件)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
家庭	8	8	24	16	12
工場・事業場	13	19	20	14	11
その他	26	25	19	23	16
合計	47	52	63	53	39

表2-4 水質汚濁事故の月別発生件数（25年度）（件）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭	2	1	0	0	0	1	0	1	1	3	1	2	12
工場・事業場	0	0	1	3	2	1	1	0	2	1	0	0	11
その他	3	0	3	2	3	1	3	0	0	0	1	0	16
合計	5	1	4	5	5	3	4	1	3	4	2	2	39

#### （4）水環境保全活動の実施状況

県内各地では、地域住民及びその団体により、地域の河川や「とやまの名水」などの清掃その他の保全活動、身近な水辺での生き物の調査、ホタルの保全など、多岐にわたる水環境保全活動が実施されています。

また、25年度からは、地域のリーダーとして地域住民の意識を高め、環境保全の取組みを広げる役割を担う「とやま川の見守り隊」の隊員（隊員数48人（25年度））により、地域の子どもたちとともに、身近な水辺の生き物の調査や環境の保全についての学習などの取組みが行われています。

## 2 水環境の課題

前項で述べたとおり、県内の公共用水域及び地下水の水質をはじめとした水環境については、概ね良好な状況になっていますが、今後これを保全し、さらに向上させていくため、次の課題に対応していく必要があります。

### (1) 富山湾等の水質維持に向けた水質の中長期的な監視や、下水道等の普及促進、事業場等からの継続的な汚濁原因物質の排出抑制

富山湾の水質環境基準の達成率は、下水道等の普及、富栄養化の原因物質（窒素、りん）の排出削減などにより、平成21年度以降は全国と比較して高い水準で推移していますが、富山湾の水質は気象、海象等の自然要因に左右されやすく、中長期的に推移をみる必要があります。

富山湾については、9～13年度を中心にCODの環境基準達成率が30～60%程度に低下しました。CODが高くなる要因として、海域の表層を中心に、窒素、りんを栄養とする植物プランクトンの増殖（内部生産）のほか、海域の水質が気象、海象等の自然要因に左右されやすいことが考えられます。なお、海面下10m層のCODは低く、また、有害な赤潮や水産被害等の障害はみられません。

これを踏まえ、海域の環境保全対策として、これまでに次の取組みを進めてきました。

- ① 工場・事業場から発生する栄養塩類（窒素、りん）等の汚濁負荷の削減
- ② 環境及び発生源において、栄養塩類等の基礎的な項目の長期的なモニタリング
- ③ 富山湾の環境に関する総合的な調査研究

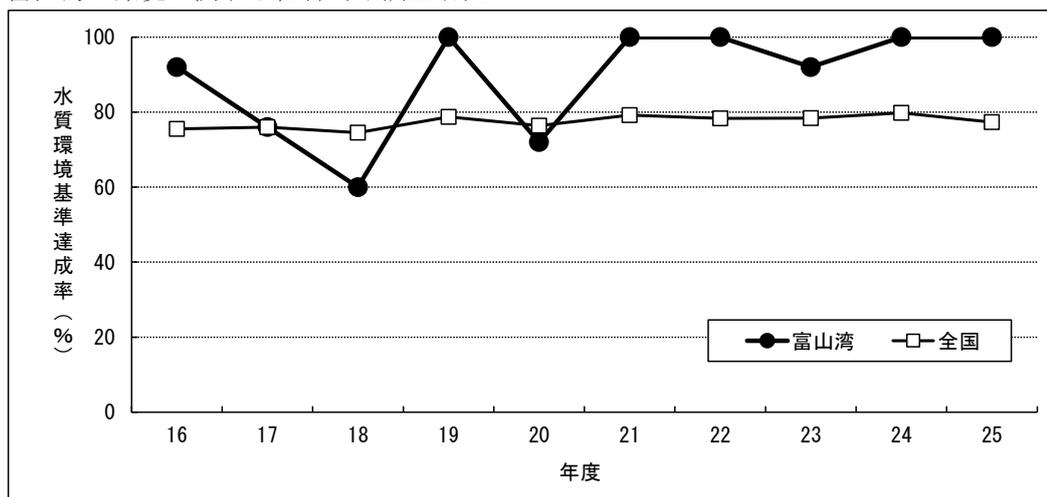


図2-3 海域の水質環境基準達成率の推移

また、海域のCODが高くなる要因の1つである植物プランクトンの増殖（内部生産）を抑えるため、その原因となる窒素、りんの工場・事業場からの排出を抑制する必要があります。

富山湾の水質について将来予測したところ、窒素、りんへの排出抑制や継続的な下水道の整備等の現在の施策が実施されることにより、現在（24年度）の良好な水質が将来（33年度）においても維持できると見込まれます。

表2-5 生活系排出負荷量（COD、窒素、りん）（単位：t/日）

区分	COD		窒素		りん	
	24年度	33年度(予測)	24年度	33年度(予測)	24年度	33年度(予測)
下水道・合併処理浄化槽等	3.7 (56)	4.0 (70)	5.5 (87)	5.4 (91)	0.35 (75)	0.37 (84)
単独処理浄化槽	1.9 (29)	1.3 (21)	0.7 (11)	0.4 (8)	0.09 (20)	0.06 (13)
非水洗化	1.0 (15)	0.5 (9)	0.1 (2)	0.1 (1)	0.02 (5)	0.01 (3)
合計	6.6 (100)	5.8 (100)	6.3 (100)	5.9 (100)	0.46 (100)	0.44 (100)

- 1) ( )内は、割合(%)です。
- 2) 単独処理浄化槽の負荷量には、し尿のほか生活雑排水によるものを含みます。

表2-6 産業系排出負荷量（単位：t/日）

区分	BOD		COD		窒素		りん	
	24年度	33年度(予測)	24年度	33年度(予測)	24年度	33年度(予測)	24年度	33年度(予測)
工場・事業場	7.9 (99)	7.6 (99)	10.8 (99)	10.5 (99)	12.4 (99)	11.6 (99)	0.46 (96)	0.38 (95)
畜産	0.1 (1)	0.1 (1)	0.1 (1)	0.1 (1)	0.1 (1)	0.1 (1)	0.02 (4)	0.02 (5)
合計	8.0 (100)	7.7 (100)	10.9 (100)	10.6 (100)	12.5 (100)	11.7 (100)	0.48 (100)	0.40 (100)

- 1) ( )内は、割合(%)です。

表2-7 富山湾海域における水質の将来予測（単位：mg/L）

水域	類型	COD		窒素		りん	
		24年度	33年度(予測)	24年度	33年度(予測)	24年度	33年度(予測)
小矢部川河口海域(甲)	B	1.9	1.8	—	—	—	—
小矢部川河口海域(乙)	A	1.4	1.3	0.17	0.16	0.011	0.010
神通川河口海域(甲)	B	1.4	1.4	—	—	—	—
神通川河口海域(乙)	A	1.4	1.4	0.24	0.24	0.012	0.012
その他の富山湾海域	A	1.6	1.5	0.20	0.20	0.010	0.010

併せて、生活系排水対策については、下水道等の整備が遅れている地域での整備を推進する必要があります。

表2-8 下水道処理人口普及率等の推移（単位：%）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25
下水道処理人口普及率	73.4	75.6	77.0	78.6	79.6	80.6	81.5	82.2
汚水処理人口普及率	87.8	89.8	91.5	92.8	93.8	94.4	94.8	95.5

- 1) 下水道処理人口普及率とは、総人口に対して下水道を利用することができる人口の割合です。
- 2) 汚水処理人口普及率とは、総人口に対して、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの汚水処理施設を利用することができる人口の割合です。

また、水環境への負荷が大きい単独処理浄化槽が多数残されており、合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。

下水道や合併処理浄化槽など、し尿と、台所や浴室等から排出される生活雑排水を併せて処理する施設の整備・普及が進んでいますが、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が現在も多数残されており、未処理のまま公共用水域に放流されている生活雑排水による水環境への負荷が大きな割合を占めています。

表2-9 生活系排出負荷量（BOD）

区分	人口（千人）		排出負荷量（t/日）	
	24年度	33年度(予測)	24年度	33年度(予測)
下水道 合併処理浄化槽等	946 (87)	937 (92)	2.4 (28)	3.0 (44)
単独処理 浄化槽	89 (8)	57 (6)	3.9 (45)	2.5 (38)
非水洗化	56 (5)	30 (3)	2.2 (26)	1.2 (18)
合計	1,091 (100)	1,024 (100)	8.6 (100)	6.7 (100)

1) ( )内は、割合（%）です。

2) 単独処理浄化槽の負荷量には、し尿のほか生活雑排水によるものを含みます。

3) 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

そのほか、水質汚濁防止法の改正により、事業者による排出水の水質測定義務が強化されるとともに、地下水汚染の未然防止のため、有害物質を取り扱う施設の構造基準の遵守や定期点検などが義務化されたことから、これらの規制強化に対応する必要があります。

また、面源からの汚濁負荷による公共用水域の水質への影響については不明な点が多く、その実態の把握に努める必要があります。

さらに、24・25年度に県内の主要河川について、水生生物保全環境基準（全亜鉛1項目）の類型指定を行い、今後、この環境基準の達成維持に向けた水質の監視等が必要とされているほか、同環境基準にノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）が追加されたこと、また、国において国民の実感にあった分かりやすい水質環境基準項目として底層溶存酸素量、沿岸透明度の導入が検討されていることから、今後、国の動向も注視しながら、これらの項目の類型指定を検討する必要があります。

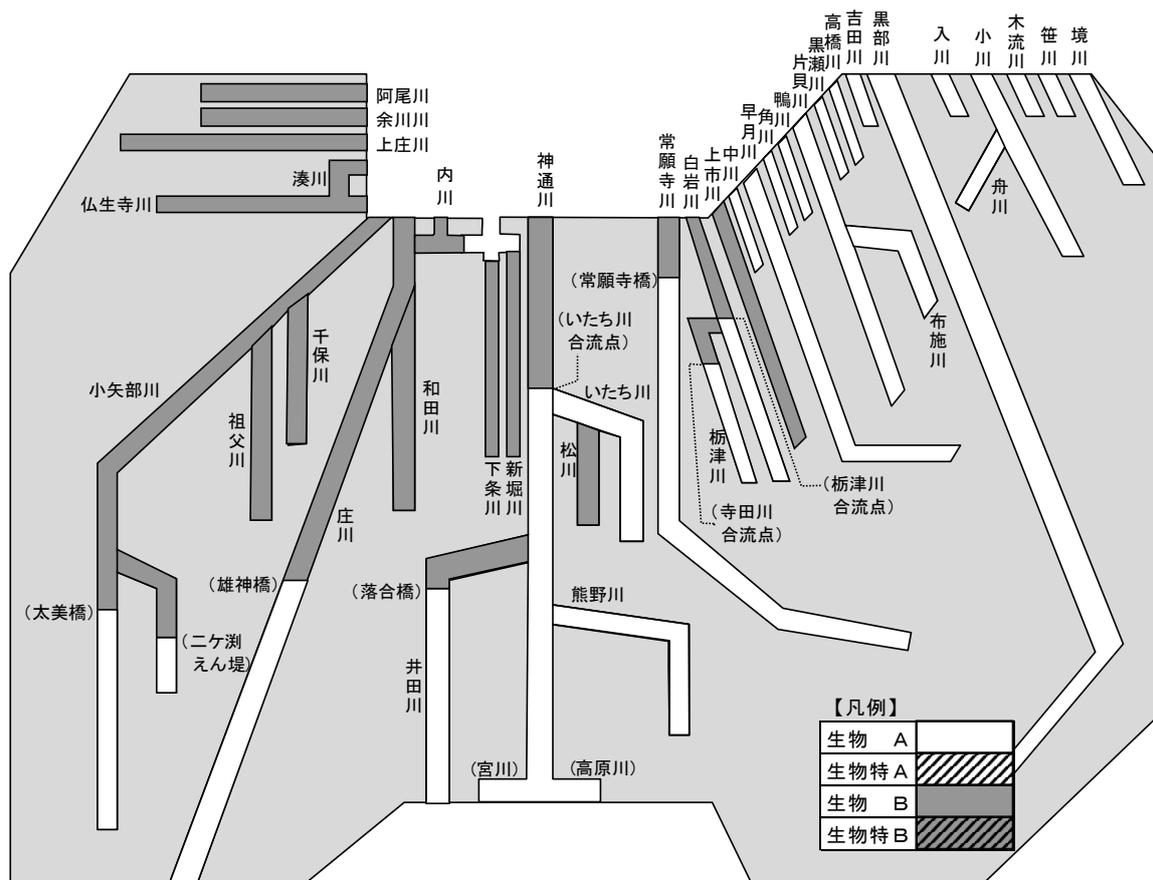


図2-4 全亜鉛に係る水生生物保全環境基準の類型指定の状況

表2-10 水生生物保全環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

## （2） 県民の安全・安心のための油流出事故防止に向けた取組みの強化

工場・事業場だけでなく、家庭においても灯油を暖房に使用する冬期を中心に不注意による油流出事故が多数発生しており、水質汚濁事故の未然防止対策等を強化する必要があります。

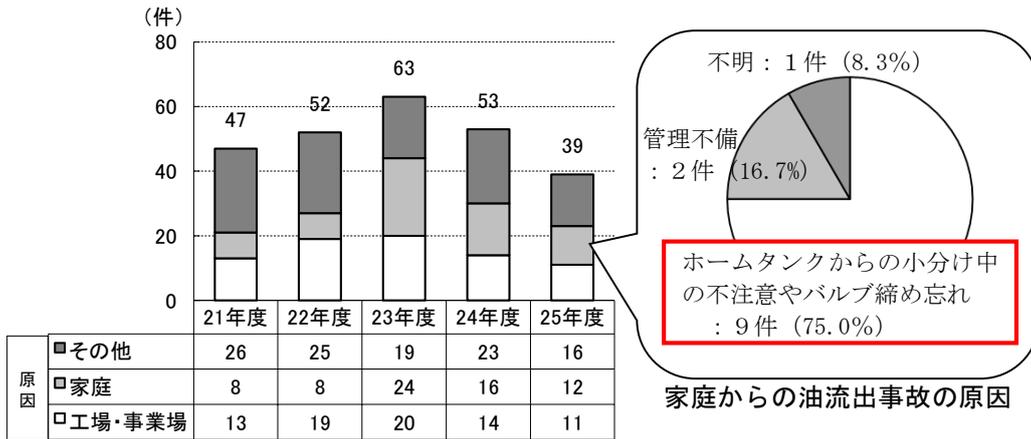


図2-5 水質汚濁事故の発生状況（25年度）

また、労働人口の減少、特に熟練作業者の一斉退職に伴い、排水処理施設等の維持管理ノウハウの伝承不足や人材不足等によるヒューマンエラーの増加など、リスク管理の不徹底が懸念されることから、実効性のある公害防止管理体制の確保やリスク管理を推進する必要があります。

(3) 「森・川・海」のつながりを意識した、水環境保全活動の促進

富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟（26年10月）、「全国豊かな海づくり大会」の開催（27年10月）、「全国植樹祭」の開催（29年春）を契機として、「森・川・海」のつながりを意識した水環境保全に取り組む必要があります。

一方、県民の意識調査においては、水環境保全活動や環境教育の推進が必要との意見が多く寄せられたことから、身近な水環境の保全とその魅力の向上のため、地域の水辺の環境保全活動を率先して行う「とやま川の見守り隊」などによる水環境保全活動や環境教育を推進する必要があります。

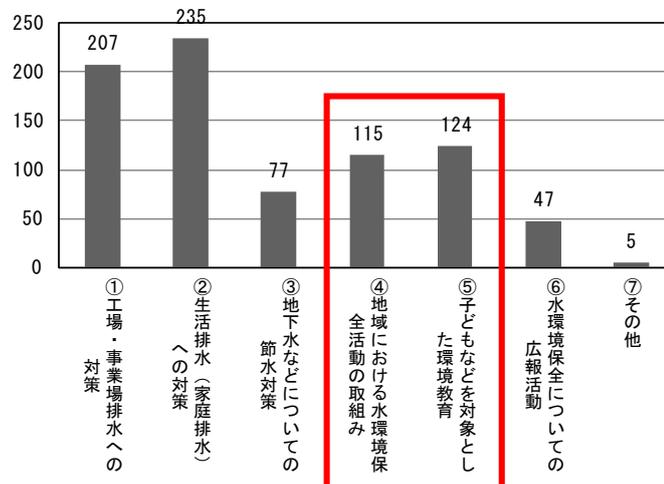


図2-6 県民意識調査の結果

また、水循環基本法が26年7月に施行されたことを受けて、同法が求める「健全な水循環」(人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環)を維持するためにも、水の合理的利用(節水、水の再利用)、雨水の貯留や地下浸透などを促進する必要があります。

**(4) 魅力ある水環境の県内外へのPR及びその適切な利活用の促進**

北陸新幹線の開業(27年3月)を契機として、県民による郷土の水環境の魅力の再認識やその魅力の国内外への発信を促進する必要があります。

**(5) 魅力ある水環境を将来に引き継ぐための環境教育の強化**

今後も、水環境に配慮したライフスタイルや社会活動の定着を図り、魅力ある水環境を将来に引き継ぐため、関連する情報の整備に努め、環境教育の場や機会の提供、さらには指導者の確保を図る必要があります。

## 第3章 計画の目指す姿と水環境保全施策

### 1 計画の目指す姿

本県の川、湖、海などの水辺は、豊かな自然環境、観光資源、漁業資源などに恵まれ、たいへん魅力的である一方、人の日常生活や事業活動などの影響を受けやすい場でもあります。

また、近年、価値観の多様化が進む中で、従来からの水質保全のみならず、環境保全意識の高まりや心の豊かさにも対応した水辺づくりが求められています。

こうしたことから、この計画では、

県民みんなが『魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水』を目指して、自ら水環境の保全に取り組むとともに、本県の新たな水環境の魅力を、みんなで見出し、守り育て、誰もがくつろげる水辺の環境を創造する。

ことを目指すこととします。

『魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水』とは、具体的には、次のとおり、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」とします。

#### 「きれいな水」とは

公共用水域及び地下水において、水質汚濁に係る環境基準が達成されていること  
さらに、公共用水域の生活環境項目については、河川は環境基準のB類型相当以上の水質、湖沼は環境基準のA類型相当以上の水質、海域は環境基準のB類型相当以上の水質であること

#### 「うるおいのある水辺」とは

周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然とふれあうことができ、散策など憩いの場が、県民一人ひとりの取組みにより確保されていること

### 2 計画の指標

計画の目指す姿の達成状況を示す具体的な指標は、次のとおり、「きれいな水」については水質環境基準達成率、「うるおいのある水辺」については「とやま川の見守り隊」による保全活動への参加人数とします。

指標名及び指標の説明	現況 (平成 25 年度)	目標 (平成 33 年度)
【水質環境基準達成率】 水質調査地点のうち、環境基準を達成している地点の割合	河川 100% 湖沼 100% 海域 100%	河川 100% 湖沼 100% 海域 90%以上 <sup>※1</sup>
【「とやま川の見守り隊」 <sup>※2</sup> による保全活動への参加人数】	624 人	10,000 人 (累計)

※1 海域の水質環境基準達成率の目標については、人為的汚染のほか気象、海象等の影響も考慮し、「90%以上」の達成維持とします。

※2 「とやま川の見守り隊」は、地域の水辺の環境保全活動を率先して行うものであり、その活動については、「川」のみではなく、「森・川・海」のつながりを意識しながら、県内各地に広げていくこととしています。

### 3 水環境保全施策

#### (1) 施策の基本的方向性

計画の目指す姿の実現に向けて、本県の豊かで清らかな水環境を保全するとともに、新たな水環境の魅力を創出する水環境保全施策の基本的方向性は、次に掲げるとおりです。

##### 1 基本的な水環境保全対策の実施 ～守る～

現在の良好な水環境を保全し、今後とも水質を維持していくため、排水対策や水質汚濁事故の未然防止など、水質汚濁の防止に関する基本的な施策を着実に実施していきます。

##### 2 水環境のさらなる向上を目指す取組みの推進 ～育てる～

水環境の魅力のさらなる向上を目指して、行政と県民との協働の取組み、事業者や関係機関と連携した取組みを通じて、県民一人ひとりによる身近な水環境の保全の取組みなどを促進する施策を実施していきます。

##### 3 魅力があり、くつろげる水辺の環境の活用 ～活かす～

本県の魅力ある水環境をくつろげる水辺の環境として、適切な利活用を促進する施策を実施していきます。

##### 4 県民共有の財産として将来に引き継ぐ ～伝える～

魅力ある水環境を、県民共有の財産として将来に引き継いでいくため、主に子どもたちを対象とした環境教育を推進するなど、将来にわたり水環境の保全に取り組む施策を実施していきます。

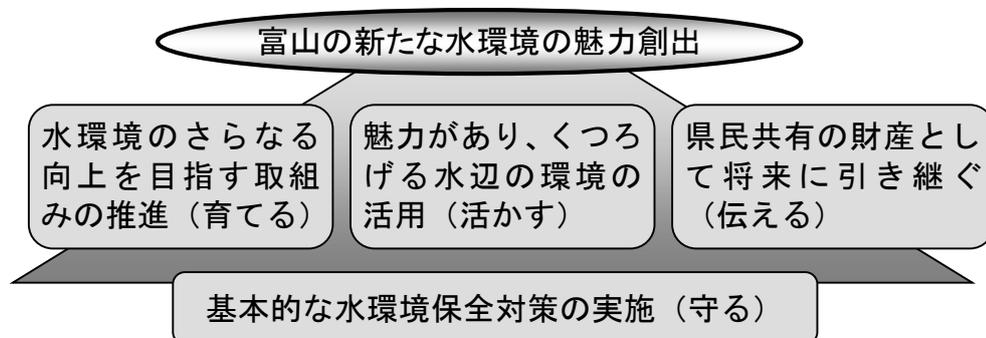
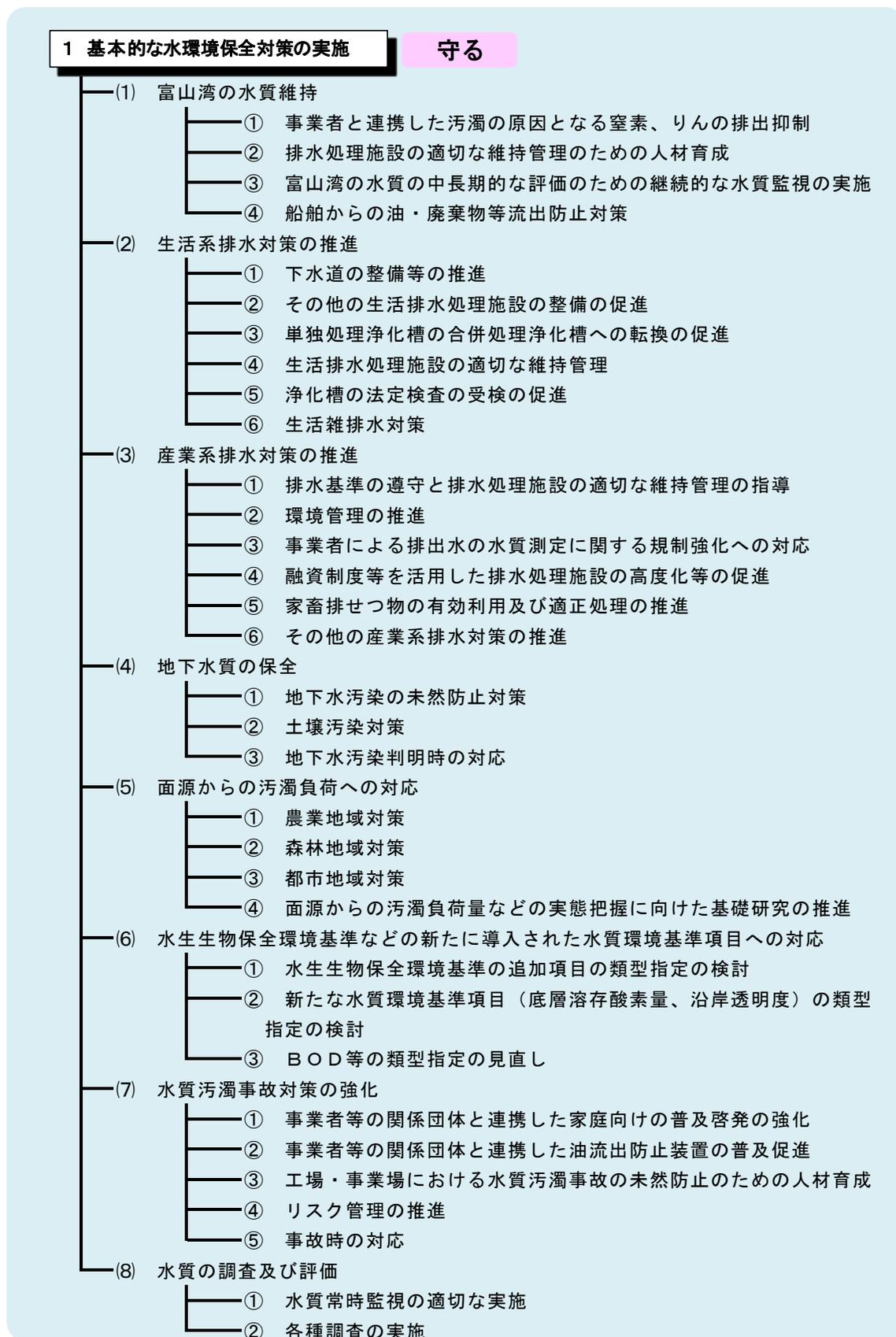


図3-1 施策の基本的方向性

## (2) 施策の体系

(1) で示した施策の基本的方向性に基づき、次の施策を総合的かつ計画的に推進します。



**2 水環境のさらなる向上を目指す取組みの推進**

**育てる**

- (9) 工場・事業場と連携した“本当に世界で最も美しい”富山湾を目指す取組みの推進
  - ① 工場・事業場のさらなる取組み(プラスワンアクション)の促進
  - ② 中小企業等の取組みへの助言及び地域住民との連携に向けた調整
- (10) 水の合理的利用の推進
  - ① 家庭や事業場等での水の合理的利用の促進
  - ② 雨水の貯留や地下浸透などの促進
  - ③ 下水処理水の有効利用
- (11) 快適な水辺の保全・創造
  - ① 水域浄化対策
  - ② 水辺の整備
- (12) 水環境保全活動等の推進による水環境の魅力の向上
  - ① 「とやま川の見守り隊」の隊員の増加など地域に根差した水環境保全活動の拡大
  - ② 県内各地の「森・川・海」での地域住民による水環境保全活動等の促進
  - ③ 水辺の清掃美化活動
  - ④ 水環境保全活動に関する情報提供
- (13) 国際環境協力及び調査研究の推進
  - ① 国際環境協力の推進
  - ② NOWPAPの推進
  - ③ 調査研究の推進

**3 魅力があり、くつろげる水辺の環境の活用**

**活かす**

- (14) 水環境の適切な利活用の促進
  - ① 地域住民による水環境の保全と利活用の促進
  - ② 名水等の適切な管理及び利活用の促進
  - ③ 県民一人ひとりが本県の水環境の魅力を県内外にPRする活動への支援
  - ④ 富山湾その他の水環境の魅力の国内外へのPR

**4 県民共有の財産として将来に引き継ぐ**

**伝える**

- (15) 将来にわたり水環境保全に取り組む人づくりの推進
  - ① 環境教育の推進
  - ② 身近な水辺を活用した環境教育の実施
  - ③ 環境教育に関する情報提供
- (16) 工場・事業場等と連携した身近な水辺を教材とした体験型環境教育の推進
  - ① 森・川・海づくり活動の体験等の推進

**(1) 富山湾の水質維持****① 事業者と連携した汚濁の原因となる窒素、リンの排出抑制**

工場・事業場における原材料の転換、有効成分の回収・再利用等の工程改善及び排水処理の高度化など、事業者等による自主的な窒素、リン等の排出抑制を図り、富山湾海域におけるCOD等の水質環境基準の達成維持を目指します。

なお、この水質環境基準の達成維持のための、富山湾海域における窒素、リンの水質環境目標を、これまでの知見を踏まえ、次のとおりとします。

表3-1 富山湾海域における窒素、リンの水質環境目標

水 域 名	窒 素	リ ン
小矢部川河口海域(乙)	0.17 mg/L 以下	0.016 mg/L 以下
神通川河口海域(乙)	0.23 mg/L 以下	0.017 mg/L 以下
その他の富山湾海域	0.14 mg/L 以下	0.010 mg/L 以下

**② 排水処理施設の適切な維持管理のための人材育成**

熟練作業者の一斉退職等に対応するため、工場・事業場における排水処理施設の適切な維持管理ノウハウの若手作業員への伝承などによる人材育成を図ります。

**③ 富山湾の水質の中長期的な評価のための継続的な水質監視の実施**

富山湾の水質については、水温、塩分、透明度等の基礎的な項目のほか、植物プランクトンや内部生産の指標となる項目（窒素、リン）の調査を実施し、関係機関で保有するデータも活用しながら、中長期的に評価します。

**④ 船舶からの油・廃棄物等流出防止対策**

海域の汚染防止を図るため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、船舶から、油、有害液体物質及び廃棄物を排出しないよう流出防止対策を推進します。

**(2) 生活系排水対策の推進****① 下水道の整備等の推進**

ア 「富山県全県域下水道化構想2012」に基づき、経済比較、地域特性及び住民意向等を踏まえて、下水道の整備を推進します。

イ 下水道が整備されている地域においては、生活排水の下水道への早期接続を推進します。

ウ 下水処理水中の窒素、リン等の汚濁負荷の削減に努めます。

② その他の生活排水処理施設の整備の促進

処理施設未整備地域の生活排水処理施設の整備にあたっては、地域の経済性等の地域特性及び住民意向等を踏まえて処理方式を選定し、設置に向けた検討を進めます。

③ 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進

既設の単独処理浄化槽について、速やかに合併処理浄化槽への転換を促進します。

④ 生活排水処理施設の適切な維持管理

下水道、農村下水道、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント及びし尿処理施設の適切な維持管理を推進し、良好な排水水質の維持に努めます。

⑤ 浄化槽の法定検査の受検の促進

浄化槽の維持管理が適切に実施されるよう、浄化槽法に基づく年1回の定期検査（法定検査）の受検を促進します。

⑥ 生活雑排水対策

調理くず、廃食用油等の回収・流出防止など「家庭でできる浄化対策」の実践の普及啓発を推進します。

(3) 産業系排水対策の推進

① 排水基準の遵守と排水処理施設の適切な維持管理の指導

工場・事業場排水について、排水基準の遵守と排水処理施設の適切な維持管理の指導を徹底します。

② 環境管理の推進

工場・事業場の化学物質管理計画の策定を推進するとともに、化学物質の使用量の削減、回収・再生利用や排水処理能力の向上等による公共用水域への化学物質の排出量の削減を推進します。また、公害防止に関する環境管理の重要性の再認識や実効性のある公害防止管理体制の整備を推進します。

**③ 事業者による排出水の水質測定に関する規制強化への対応**

水質汚濁防止法の特定事業場からの排出水の水質について、測定項目及び測定頻度が明確化されたことを踏まえ、事業者による排出水の水質測定が的確に実施されるよう指導を徹底します。

**④ 融資制度等を活用した排水処理施設の高度化等の促進**

融資制度等を活用した排水処理施設の高度化や改善を促進します。

**⑤ 家畜排せつ物の有効利用及び適正処理の推進**

県の「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物のたい肥化等のための施設整備を推進するとともに、畑作などの耕種農家等との連携を図り有効利用を推進します。また、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を推進します。

**⑥ その他の産業系排水対策の推進**

ア 水質汚濁防止法の規制対象とならない小規模事業場については、生産工程の改善や下水道への放流、必要に応じた処理施設の整備などの助言・指導を通じて排出負荷量の低減を図ります。

イ 土木工事等の実施にあたっては、現場に応じた適切な工法を選択するとともに、濁水対策のための排水処理施設を設置し適切に管理するなど、環境への配慮を図ります。

ウ 大規模な土地の形状の変更、工場等の新增設等の水環境に著しい影響を与えるおそれのある事業については、関係法令に基づく環境影響評価の適切な実施を推進し、水質汚濁の未然防止を図ります。

**(4) 地下水質の保全****① 地下水汚染の未然防止対策**

地下水汚染の未然防止のため、有害物質を取り扱う工場・事業場に対し、施設の構造基準の遵守や定期点検の実施の徹底を指導します。

**② 土壌汚染対策**

土壌汚染が判明した場合には、関係法令の基準等に基づき、地下水質の調査や土壌汚染の範囲の確定、汚染の拡大防止のための措置等の対策を推進します。

③ 地下水汚染判明時の対応

地下水汚染やそのおそれ判明した場合には、関係機関と連携し、汚染範囲や汚染原因の特定のための調査を実施するとともに、汚染された地下水の飲用など、健康リスク上の懸念がある場合には、速やかな公表に努めるなど、迅速な対応を図ります。

(5) 面源からの汚濁負荷への対応

① 農業地域対策

富山県適正農業規範に基づき、化学肥料の適期・適量の施用など施肥方法の改善、農薬の適正使用、効果的な防除技術の利用による化学合成農薬の使用量低減など、環境にやさしい農業を推進します。

② 森林地域対策

ア 森林が持つ土壌保持、保水等の公益的機能の持続的な発揮を図るため、「水と緑の森づくり税」を活用し、県民協働による里山林の整備や、風雪被害林や過密人工林などをスギと広葉樹の混交林へ誘導します。また、カシノナガキクイムシの被害を受けた奥山を対象に実のなる木の植栽や、人工林の伐採跡地に優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及拡大を図るなど、多様な森づくりを推進します。

イ 水源地域など、公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林の指定を進めるとともに、治山事業等を推進します。

ウ 森林ボランティア団体や企業等による森づくり活動を推進するため、とやまの森づくりサポートセンターを通じ、資機材の貸出しや技術講習等の支援を図ります。

エ 森林などの水源地域を無秩序な開発から未然に守るため、平成25年3月に制定した富山県水源地域保全条例に基づき、水源地域における土地取引を事前届出により把握するとともに、適切な管理が行われるよう、必要に応じ指導・助言を行います。

③ 都市地域対策

ア 路面や側溝の堆積物の清掃を推進するとともに、雨水の貯留、浸透対策を推進します。

イ 集中豪雨等に対応するため、雨水の貯留施設、浸透施設の設置、管きよや処理場の処理能力向上など、合流式下水道における改善対策を推進し、雨天時の公共用水域への汚濁負荷の低減を図ります。

**④ 面源からの汚濁負荷量などの実態把握に向けた基礎研究の推進**

農地、森林等の面源からの汚濁負荷による公共用水域の水質への影響を検証するとともに、必要に応じた負荷量の大きい発生源への対策を検討するため、その実態把握に向けた基礎研究を推進します。

**(6) 水生生物保全環境基準などの新たに導入された水質環境基準項目への対応****① 水生生物保全環境基準の追加項目の類型指定の検討**

水生生物保全環境基準に追加されたノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）について、公共用水域の水質の状況、水質汚濁源の立地状況等の基礎的知見を収集し、類型指定を検討します。

**② 新たな水質環境基準項目（底層溶存酸素量、沿岸透明度）の類型指定の検討**

国において国民の実感にあった分かりやすい水質環境基準項目として導入が検討されている底層溶存酸素量及び沿岸透明度について、公共用水域の水質の状況等の基礎的知見を収集し、類型指定を検討します。

**③ BOD等の類型指定の見直し**

BOD等の生活環境項目については、環境基準の達成維持の状況を確認しつつ、段階的かつ計画的に類型指定の見直しを検討します。

**(7) 水質汚濁事故対策の強化****① 事業者等の関係団体と連携した家庭向けの普及啓発の強化**

灯油を暖房に使用する冬期に、不注意による家庭からの油流出事故が多数発生していることから、普及啓発資材を作成・配布するとともに、戸別訪問により注意喚起するなど、事業者等の関係団体と連携して未然防止に関する家庭向けの普及啓発を推進します。

**② 事業者等の関係団体と連携した油流出防止装置の普及促進**

特に少子高齢化や若年人口の都市部への流出に伴い増加している高齢者世帯での油流出事故の未然防止のため、普及啓発資材を作成・配布するとともに、戸別訪問等によりその設置を呼びかけるなど、事業者等の関係団体と連携して油流出防止装置の普及促進を図ります。

③ 工場・事業場における水質汚濁事故の未然防止のための人材育成

熟練作業者の一斉退職等に対処するため、工場・事業場における生産施設や公害防止施設の維持管理・点検、老朽化した施設の計画的な補修などの環境リスク管理に関するノウハウの若手作業員への伝承などの講習会を開催するなど、人材育成を図ります。

④ リスク管理の推進

油や有害物質等による水質汚濁の未然防止や事故・災害の発生に備えた体制を確立するため、工場・事業場におけるリスク管理体制の整備を推進します。

⑤ 事故時の対応

水質汚濁事故が発生した場合には、速やかに原因者に汚染の拡大防止措置等を指導するとともに、公共用水域等への影響を把握します。これに併せて、市町村、水域の管理者等の関係機関と連携し、影響の防止を図ります。

(8) 水質の調査及び評価

① 水質常時監視の適切な実施

ア 河川、湖沼、海域及び地下水の水質を調査し、汚濁の状況を把握します。

イ 水質と併せて、水温、河川流量、気象や海象等の関連する情報を観測・収集し、総合的な水環境の把握や評価に努めます。

ウ 過去の調査結果や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に基づくPRTデータ等の発生源に関する情報を踏まえ、常時監視の効率化や重点化を図ります。

② 各種調査の実施

ア ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域（水質及び底質）、地下水について環境基準の達成状況を調査します。

イ 河川や港湾等の底質について、発生源の立地状況や過去の調査結果を踏まえて調査地点等の効率化や重点化を図りながら、金属類の濃度を定期的に調査します。

## (9) 工場・事業場と連携した“本当に世界で最も美しい”富山湾を目指す取組みの推進

県民みんなが愛し、誇りを持ち、その魅力を一層高めるための活動を行いたくなる“本当に世界で最も美しい”富山湾を目指し、工場・事業場と連携した取組みを推進します。

### ① 工場・事業場のさらなる取組み（プラスワンアクション）の促進

工場・事業場による汚濁の原因となる窒素、りんへの排出抑制といったこれまでの取組みに加えて、さらなる取組み（プラスワンアクション）を促進します。

具体的には、水源地域での植林活動、工場・事業場の周辺やその下流域での清掃活動、さらに、これらの取組みを地域住民と連携して行うためのコミュニケーションの強化（工場見学、敷地の開放、地域のイベントへの参加等）などの取組みの実施状況について意見・情報交換し、その結果を情報発信します。

### ② 中小企業等の取組みへの助言及び地域住民との連携に向けた調整

中小企業等による地域貢献活動の一環としての環境保全の取組みを促進するため、具体的な取組み事例の情報提供などの助言を行うとともに、地域住民との連携のための調整を図ります。

## (10) 水の合理的利用の推進

### ① 家庭や事業場等での水の合理的利用の促進

水循環基本法が平成26年7月に施行されたことを受けて、同法が求める「健全な水循環」を維持するため、水の合理的利用（節水、水の再利用など）を促進します。

### ② 雨水の貯留や地下浸透などの促進

雨天時の水環境への汚濁負荷の流入を低減させる効果も期待される雨水の貯留や地下浸透を、周辺への影響に配慮しながら促進します。

### ③ 下水処理水の有効利用

消雪用水など、下水処理水の有効利用を推進します。

## (11) 快適な水辺の保全・創造

### ① 水域浄化対策

- ア 水の停滞や底質の悪化により水質汚濁がみられる水域がある場合は、必要に応じて底泥の浚せつ等の浄化対策を実施します。
- イ 瀬や淵など水深に変化のある河床形状や水生植物の生育環境の確保に努め、河川が本来有している自浄作用の保全を図ります。
- ウ 水源涵養保安林の整備等により、河川の安定した流量の確保に努めるほか、水が停滞し汚濁の流入がみられる都市河川等では、浄化用水を導入し、水量の確保と水質の保全を図ります。また、河川管理者・利水関係者の協議、調整により、河川維持流量（環境用水）の確保に努めます。
- エ 富岩運河等のダイオキシン類対策については、中島閘門上流部で一部浚せつ除去工法を併用する覆砂工法による対策を講じるとともに、中島閘門下流部については引き続き対策工法の検討を推進し、できるだけ早急に対策を講じます。

### ② 水辺の整備

- ア 水と親しむ空間として、親水公園、散策道、水生植物ゾーンなどの整備や快適な環境づくりを推進します。また、各種河川構造物や橋梁の設置にあたっては、地域の歴史・文化、周辺の景観等に十分配慮し、快適な水辺環境の創出に努めます。
- イ 水辺をより身近なものとするため、河川や農業用排水路の整備にあたっては、治水・利水等本来の機能との整合を図りながら、地域の特性や生態系の保全を考慮し、必要に応じて、親水護岸、多自然型護岸等の整備を検討するなど、自然性の確保に努めます。
- ウ 水生生物の生息・生育地の保全・復元を図るなど生物多様性の保全に配慮した事業を推進し、豊かな生態系をもつ水辺の創出に努めます。
- エ 周辺環境に配慮しつつ、港湾の機能の充実を進めるほか、うるおいと安らぎのある港湾空間の創出を図るなど、港湾環境の維持・向上に努めます。

**(12) 水環境保全活動等の推進による水環境の魅力の向上****① 「とやま川の見守り隊」の隊員の増加など地域に根差した水環境保全活動の拡大**

県民の意識調査においては、本県の清らかな水環境を守るためには水環境保全活動や環境教育の推進が必要との意見が多く寄せられたことから、まずは身近な水環境の保全のため、地域の水辺の環境保全活動を率先して行う「とやま川の見守り隊」の隊員の増加を図るとともに、地域に根差した水環境保全活動の拡大を推進します。

**② 県内各地の「森・川・海」での地域住民による水環境保全活動等の促進**

「全国豊かな海づくり大会」の開催（27年10月）、「全国植樹祭」の開催（29年春）を契機として、県内各地の「森」（水源地域など）、「川」（河川流域）、「海」（海辺）での、「とやま川の見守り隊」をはじめとした地域住民による水環境保全活動を促進するとともに、郷土の魅力ある水環境の情報発信を推進します。

併せて、「森」（水源地域など）では、地域住民との協働による多様な森づくり活動を促進します。

**③ 水辺の清掃美化活動**

管理者による清掃管理のほか、地域住民やボランティアによる清掃美化活動を推進します。また、県土美化推進県民会議による「県土美化推進運動」を推進するとともに、不法投棄防止パトロール等により不法投棄の未然防止に努めます。

**④ 水環境保全活動に関する情報提供**

県民や各種環境保全団体等で実施されている水環境保全活動について、その実態を把握し、活動に必要な情報の提供などを推進するとともに、顕彰や県民への情報発信等による活動のPRを推進します。また、海岸漂着ごみ対策として河川へのごみの投棄防止や家庭でできる浄化対策など、水環境の現状や保全の取組みについて、県民への普及・啓発を図ります。

### (13) 国際環境協力及び調査研究の推進

#### ① 国際環境協力の推進

日本海及びその周辺地域における環境の保全を図るため、(公財)環日本海環境協力センター(NPEC)と連携して沿岸諸国や周辺自治体との共同調査の実施、環境技術研修員の受入れ等の国際環境協力を推進します。また、北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会などの場での意見交換等を通じて、各国の海洋環境保全などの取組みを推進します。

#### ② NOWPAPの推進

北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の活動を支援し、日本海及びその周辺地域の海洋環境の保全を推進します。

#### ③ 調査研究の推進

国や大学をはじめとする試験研究機関相互の連携を図りつつ、本県の水環境保全に密着した調査研究を推進します。特に海域については、NPECや大学等と連携し、NOWPAPの推進にも資する日本海の環境保全を視野に入れた調査研究を推進します。

### (14) 水環境の適切な利活用の促進

#### ① 地域住民による水環境の保全と利活用の促進

「とやまの名水」などの身近な水辺について、保全活動や利活用の状況を点検し、利活用の活性化が必要な名水等については、県民による保全活動に対して、資機材の提供等の支援を行うなど、保全活動の活性化を図ることにより、魅力があり、くつろげる水辺の環境を創出するとともに、広く県民に親しんでもらえるよう情報発信します。

#### ② 名水等の適切な管理及び利活用の促進

「とやまの名水」等の水環境について、管理者等による定期的な点検・管理の実施や情報発信などにより、県内外の人々による利活用を促進します。併せて、飲用されている名水等については、衛生管理の徹底を指導します。

**③ 県民一人ひとりが本県の水環境の魅力を県内外にPRする活動への支援**

北陸新幹線の開業（27年3月）を契機として、県外からの訪問者にも本県の水環境に親しんでもらうため、県民が郷土の水環境の魅力を再認識し、その魅力を県内外に情報発信する活動を支援します。

**④ 富山湾その他の水環境の魅力を国内外へのPR**

富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟（26年10月）を契機として、富山湾をはじめとした本県の水環境の魅力を積極的に国内外に紹介します。また、これらの水環境の魅力を、新たな観光資源とした適切な利活用を促進します。

**（15） 将来にわたり水環境保全に取り組む人づくりの推進****① 環境教育の推進**

学校の課外活動や企業の地域貢献活動、とやま川の見守り隊、こどもエコクラブなどを活用し、水環境を題材として、水生生物の調査やホタルの観察など、子どもたちが参加する環境教育を推進します。また、（公財）とやま環境財団等と連携し、環境教育の指導者や水環境保全活動の核となる人材の育成を推進します。

**② 身近な水辺を活用した環境教育の実施**

先人の英知と努力により守り育てられてきた「とやまの名水」など、身近な水辺の魅力を向上させるため、その近くにある小学校を中心に、「とやま川の見守り隊」隊員を派遣するなど、その水辺の魅力、保全に向けた先人の知恵や今後の取組みなどについての環境教育を実施します。

**③ 環境教育に関する情報提供**

県民の水環境に関する環境教育への参加を促進するため、環境教育に関する情報の提供に努めます。また、県民と行政との協働による水環境保全活動の促進に向け、県民による行政等への情報発信を活性化させるため、県民への情報発信に関するノウハウの提供に努めます。さらに、情報等の提供にあたっては、必要に応じ、地域等に県の職員が出向く「出前県庁しごと談義」等を活用し、県民との対話を図ります。

**(16) 工場・事業場等と連携した身近な水辺を教材とした体験型環境教育の推進**

**① 森・川・海づくり活動の体験等の推進**

工場・事業場等と連携して、その従業員と家族、地域住民（親子連れなど）も参加した、水源地域等での植樹等の森づくり、河川での稚魚放流、海（海岸）での漂着物の調査など、水辺を教材とした体験型の環境教育を推進します。



## 第4章 計画の推進体制

### 1 県民・NPO、事業者、行政の役割

県民自らが水環境の保全に取り組み、本県の新たな水環境の魅力を、みんなで見出し、守り育て、誰もがくつろげる水辺の環境を創造していくことを目指して、県民やNPO（非営利団体）、事業者、県及び市町村の各主体が、以下に示す役割に沿って、積極的に取り組んでいくことが期待されます。

#### (1) 県民・NPOの役割

- ・日常生活に伴う水環境への負荷を低減する。
- ・自ら積極的に身近な水環境の保全を実践する。
- ・地域の水環境保全活動に積極的に参加する。
- ・地域の水環境を適切に利活用する。
- ・身近な水環境の魅力を情報発信する。
- ・県・市町村が実施する水環境保全施策に協力する。

#### (2) 事業者の役割

- ・事業活動に伴う水環境への負荷の低減など、水環境の保全の措置を講ずる。
- ・新たな開発や産業立地時には水環境への影響の低減に配慮する。
- ・事業活動に伴う水環境への負荷や、事業者が実施する環境保全活動等の情報を公開する。
- ・地域住民と連携して水環境の保全を実践する。
- ・従業員に対して環境教育を行うとともに、従業員に水環境保全活動を推奨する。
- ・身近な水環境の魅力を情報発信する。
- ・県・市町村が実施する水環境保全施策に協力する。

#### (3) 行政の役割

##### ① 県の役割

- ・水環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
- ・市町村の水環境保全施策の総合調整を行う。
- ・水環境保全に関する啓発を行う。
- ・水環境の魅力を情報発信する。
- ・県民・NPO・各種活動団体・事業者の取組みを支援する。
- ・計画の進行管理及び進捗状況の公表を行う。

② 市町村の役割

- ・ 地域特性を踏まえた水環境保全施策を推進する。
- ・ 水環境保全に関する啓発を行う。
- ・ 水環境の魅力を情報発信する。
- ・ 住民・NPO・各種活動団体等と連携して水環境保全活動を推進する。

2 計画の推進体制

この計画に掲げた各種施策が適切かつ着実に実施されるためには、県民、事業者、関係団体等の理解と協力を得て、国及び市町村等の関係機関との連携・協力のもと、計画の推進を図る必要があります。

このため、国、県及び市町村の行政機関並びに商工業、農林水産業及び県民等の関係団体で構成する富山県水質環境計画推進協議会において、推進施策の実施状況や水環境の保全について意見・情報交換しながら、関係者が連携して総合的かつ効率的に計画を推進します。

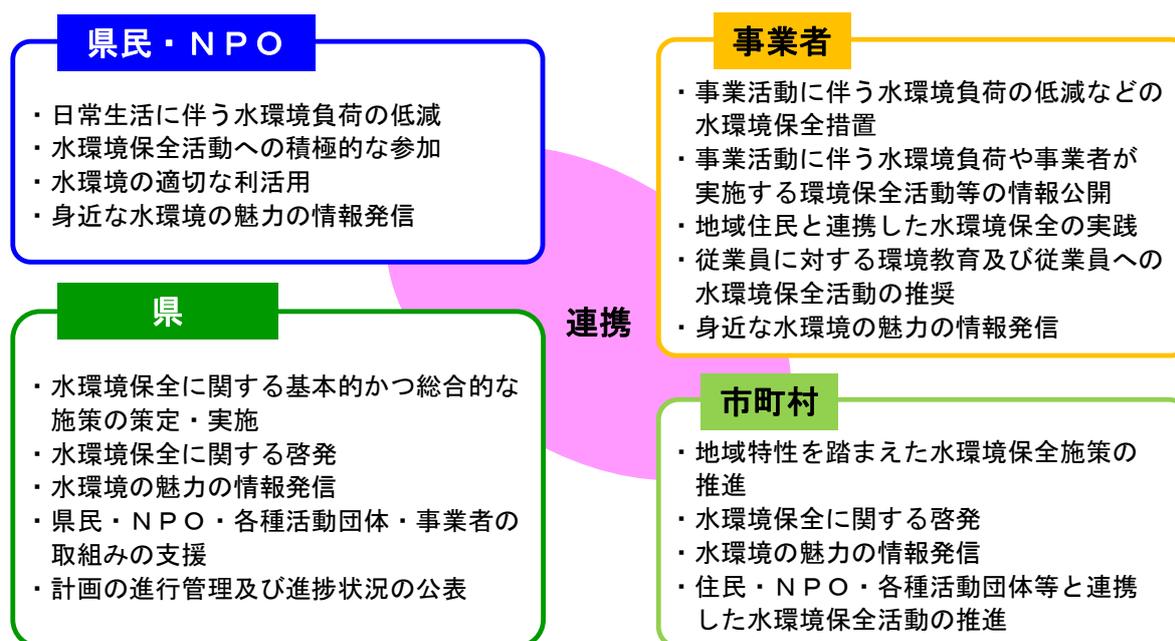


図4-1 計画の推進体制

3 計画の進行管理

(1) 進捗状況等の確認

計画の進行管理のため、関係機関と連携し、公共用水域や地下水の水質調査等を実施し、水環境の状況を把握します。

また、各種施策の実施状況や水環境保全活動の実施状況などについても、毎年度、適切な把握に努めます。

**(2) 進捗状況等の公表**

水質環境基準の達成状況などの計画の進捗状況については、毎年、環境白書及びホームページ等で公表するとともに、環境イベント等の機会をとらえてPRします。

## 資料編

## I 汚濁物質の排出状況及び将来予測

### (1) 流域ブロック別排出負荷量

#### ① BOD

24年度について、流域ブロック別に流域からの排出負荷量をみると、最も多いのは小矢部川水系で、1日当たり10トンであり、そのうち工場系によるものが39%、生活系によるものが25%、面源系が36%でした。次いで、神通川水系が1日当たり7トンであり、そのうち工場系が29%、生活系が15%、面源系が56%でした。この2河川で排出負荷量全体の45%を占めています。

33年度の排出負荷量については、下水道等の整備により生活系は減少しますが、その他はほぼ横ばいであると見込まれ、全体では24年度と比べやや減少すると見込まれます。

#### ② COD

24年度について、流域ブロック別に流域からの排出負荷量をみると、最も多いのは小矢部川水系で、1日当たり26トンであり、そのうち工場系によるものが24%、生活系によるものが8%、面源系が68%でした。次いで、神通川水系が1日当たり15トンであり、そのうち工場系が14%、生活系が4%、面源系が81%でした。この2河川で排出負荷量全体の45%を占めています。

33年度の排出負荷量については、下水道等の整備により生活系は減少しますが、その他はほぼ横ばいであると見込まれ、全体では24年度と比べやや減少すると見込まれます。

#### ③ 窒素

24年度について、流域ブロック別に流域からの排出負荷量をみると、最も多いのは神通川水系で、1日当たり13トンであり、そのうち工場系によるものが68%、生活系によるものが3%、面源系が29%でした。次いで、小矢部川水系が1日当たり8トンであり、そのうち工場系が24%、生活系が20%、面源系が56%でした。この2河川で排出負荷量全体の51%を占めています。

33年度の排出負荷量については、排水規制等により工場系は減少しますが、その他はほぼ横ばいであると見込まれ、全体では24年度と比べやや減少すると見込まれます。

#### ④ りん

24年度について、流域ブロック別に流域からの排出負荷量をみると、最も多いのは小矢部川水系で、1日当たり0.55トンであり、そのうち工場系によるものが23%、生活系によるものが23%、面源系が52%でした。

次いで、神通川水系が1日当たり0.35トンであり、そのうち工場系が35%、生活系が14%、面源系が50%でした。この2河川で排出負荷量全体の45%を占めています。

33年度の排出負荷量については、排水規制等により工場系は減少しますが、その他はほぼ横ばいであると見込まれ、全体では24年度と比べやや減少すると見込まれます。

なお、BODの面源系の排出負荷量については、河川の低水流量時を想定して算定したものであり、COD、窒素及びりんのみ源系の排出負荷量については、年間を通して平均的な河川の状態を想定して算定したものです。

また、生活系、畜産系及び面源系の排出負荷量は、特定の発生源からの排出負荷量を除き、全国の平均的な原単位を使用して、24年度及び33年度の排出負荷量を算出したものです。

表 河川ブロック別排出負荷量（BOD） (kg/日)

番号	河川名	環境基準点	平成24年度					平成33年度				
			合計	工場	生活	畜産	面源	合計	工場	生活	畜産	面源
1	阿尾川	阿尾橋	196	1	53	0	142	183	1	40	0	142
2	余川	間島橋	200	0	38	0	161	193	0	32	0	161
3	上庄川	北の橋	478	0	104	0	373	438	0	65	0	373
4	仏生寺川	八幡橋	253	1	79	0	173	267	1	93	0	173
5	湊川	中の橋	222	5	71	0	146	179	5	27	0	146
6	小矢部川	河水系	475	6	150	0	319	446	6	121	0	319
7	小矢部川	河口	3,442	2,923	231	0	289	3,287	2,922	77	0	289
8	小矢部川	城光寺橋	956	315	487	0	154	1,292	271	867	0	154
9	小矢部川	国条橋	3,933	310	1,458	27	2,138	3,424	318	941	27	2,138
10	小矢部川	太美橋	433	0	4	0	429	432	0	3	0	429
11	小矢部川	千保川	858	549	173	0	136	754	573	44	0	136
12	小矢部川	祖父川	375	3	195	0	177	288	5	106	0	177
13	小矢部川	山田川	418	1	56	2	359	404	1	42	2	359
14	小矢部川	二ヶ瀬えん堤	50	0	0	0	50	50	0	0	0	50
15	庄川	河水系	10,464	4,100	2,604	29	3,731	9,930	4,090	2,080	29	3,731
16	庄川	大門大橋	95	17	2	0	76	95	18	2	0	76
17	庄川	雄神橋	1,626	2	17	0	1,608	1,625	2	16	0	1,608
18	庄川	和田川	644	133	143	1	367	599	133	97	2	367
19	庄川	河水系	2,365	151	162	1	2,050	2,319	152	115	2	2,050
20	内川	山王橋	30	0	18	0	12	29	0	17	0	12
21	内川	西橋	34	0	29	0	6	32	0	27	0	6
22	内川	河水系	65	0	47	0	18	61	0	44	0	18
23	下条川	稲積橋	366	63	114	0	188	361	88	84	0	188
24	新堀川	白石橋	503	10	234	0	259	493	10	224	0	259
25	神通川	萩浦橋	1,309	1,176	78	0	55	1,077	947	75	0	55
26	神通川	神通大橋	891	13	177	0	702	885	16	167	0	702
27	神通川	宮川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	神通川	高原川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	神通川	いたち川	352	51	148	0	153	347	52	143	0	153
30	神通川	松川	48	2	0	0	45	48	2	0	0	45
31	神通川	井田川	968	714	125	1	128	961	712	121	1	128
32	神通川	落合橋	2,288	21	309	3	1,954	2,277	22	298	3	1,954
33	神通川	熊野川	1,189	50	212	0	926	1,176	48	202	0	926
34	神通川	岩瀬河	120	86	0	0	34	119	85	0	0	34
35	神通川	富岩河	106	20	27	0	60	112	27	26	0	60
36	神通川	河水系	7,273	2,135	1,077	5	4,057	7,002	1,911	1,031	4	4,057
37	常願寺川	今川橋	174	61	63	0	50	196	85	61	0	50
38	常願寺川	常願寺橋	2,019	8	63	0	1,948	2,013	13	52	0	1,948
39	常願寺川	河水系	2,193	69	126	0	1,998	2,210	99	113	0	1,998
40	白岩川	東西橋	507	28	242	0	236	452	24	191	1	236
41	白岩川	泉正橋	574	15	106	1	451	528	15	60	2	451
42	白岩川	栢津川	615	494	73	0	48	505	400	57	0	48
43	白岩川	寺田橋	246	0	104	0	142	211	0	69	0	142
44	白岩川	河水系	1,942	537	526	2	878	1,697	440	377	2	878
45	上市川	魚飼橋	701	30	207	0	464	531	25	42	0	464
46	中川	落合橋	206	1	141	0	64	157	2	90	0	64
47	早月川	早月橋	712	16	2	2	691	725	30	2	2	691
48	角川	角川橋	460	19	142	0	299	401	19	83	0	299
49	鴨川	港橋	23	2	16	0	5	13	2	6	0	5
50	片貝川	末端	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	片貝川	落合橋	614	25	4	0	585	619	31	2	0	585
52	片貝川	布施川	324	13	31	1	280	309	13	15	1	280
53	片貝川	河水系	938	37	35	1	865	927	44	17	1	865
54	黒瀬川	石田橋	361	25	137	1	199	300	19	82	1	199
55	高橋川	立野橋	195	1	130	1	63	184	1	120	0	63
56	吉田川	吉田橋	157	84	41	1	31	139	83	24	1	31
57	黒部川	下黒部橋	3,498	15	28	0	3,454	3,490	15	20	0	3,454
58	入川	末端	48	0	11	0	37	40	0	3	0	37
59	小川	赤川橋	146	1	41	0	104	117	1	12	0	104
60	小川	上朝日橋	308	5	10	0	293	302	5	4	0	293
61	小川	舟川橋	211	1	89	0	120	162	1	41	0	120
62	小川	河水系	665	8	140	0	517	581	8	57	0	517
63	木流川	末端	84	0	63	0	22	25	0	3	0	22
64	笹川	笹川橋	133	0	26	0	107	124	0	17	0	107
65	境川	境橋	268	0	2	0	266	267	0	1	0	266
66	下田川		53	0	8	0	46	52	0	6	0	46
67	宇波川		92	0	24	0	68	86	0	17	0	68
68	泉川		41	0	21	0	19	32	0	13	0	19
69	古川		54	0	5	0	49	54	0	5	0	49
70	平曾川		65	0	30	0	35	44	0	9	0	35
71	寺川		49	0	34	0	15	16	0	1	0	15
72	河川ブロック計		35,323	7,311	6,477	43	21,491	33,523	7,045	4,945	42	21,491
73	直接流入ブロック	その他流域1	118	3	23	0	91	113	3	19	0	91
74	直接流入ブロック	その他流域2	118	2	73	0	43	82	2	37	0	43
75	直接流入ブロック	その他流域3	709	315	213	0	181	634	312	141	0	181
76	直接流入ブロック	その他流域4	216	18	52	0	146	212	19	47	0	146
77	直接流入ブロック	その他流域5	215	0	151	0	64	276	0	212	0	64
78	直接流入ブロック	その他流域6	883	11	811	0	61	739	11	667	0	61
79	直接流入ブロック	その他流域7	447	111	202	6	127	326	92	100	6	127
80	直接流入ブロック	その他流域8	384	23	305	0	56	380	51	273	0	56
81	直接流入ブロック	その他流域9	119	4	68	2	47	90	3	39	2	47
82	直接流入ブロック	その他流域10	444	48	190	0	206	328	48	74	0	206
83	直接流入ブロック	その他流域11	158	33	53	0	72	202	33	98	0	72
84	直接流入ブロック計		3,812	569	2,141	8	1,094	3,383	575	1,705	8	1,094
85	総計		39,135	7,880	8,618	52	22,585	36,906	7,620	6,650	51	22,585

表 河川ブロック別排出負荷量 (COD) (kg/日)

番号	河川名	環境基準点	平成24年度				平成33年度					
			合計	工場	生活	畜産	面源	合計	工場	生活	畜産	面源
1	阿尾川	阿尾橋	422	1	25	1	395	417	1	20	1	395
2	余川	間島橋	505	0	19	0	486	503	0	16	0	486
3	上庄川	北の橋	1,310	0	56	0	1,254	1,291	0	37	0	1,254
4	仏生寺川	八幡橋	677	0	144	0	533	688	0	155	0	533
5	湊川	中の橋	672	9	33	0	631	654	9	14	0	631
	仏生寺川水系		1,349	9	176	0	1,164	1,341	9	169	0	1,164
6	小矢部川	河口	5,635	4,149	105	0	1,381	5,564	4,153	35	0	1,375
7		城光寺橋	2,122	519	927	0	676	2,254	483	1,097	0	674
8		国条橋	12,471	539	721	33	11,178	12,163	536	476	33	11,119
9		太美橋	878	0	2	0	876	877	0	1	0	876
10	千保川	地子木橋	1,922	1,056	81	0	785	1,850	1,048	22	0	780
11	祖父川	新祖父川橋	1,240	6	93	0	1,141	1,188	5	51	0	1,132
12	山田川	福野橋	1,373	1	28	2	1,341	1,363	1	21	2	1,340
13		二ヶ瀬えん堤	93	0	0	0	93	93	0	0	0	93
	小矢部川水系		25,735	6,270	1,959	35	17,470	25,353	6,226	1,704	35	17,388
14	庄川	大門大橋	313	15	6	1	292	309	13	6	1	289
15		雄神橋	3,169	1	9	0	3,159	3,168	1	9	0	3,158
16	和田川	末端	2,095	259	80	1	1,755	2,048	261	56	1	1,729
	庄川水系		5,577	275	95	2	5,205	5,525	275	70	2	5,176
17	内川	山王橋	62	0	9	0	52	62	0	8	0	53
18		西橋	42	0	14	0	28	41	0	13	0	28
	内川水系		103	0	23	0	80	103	0	21	0	81
19	下条川	稲積橋	1,010	177	96	0	738	932	162	43	0	727
20	新堀川	白石橋	1,313	17	122	0	1,173	1,227	17	116	0	1,093
21	神通川	萩浦橋	1,446	1,225	38	0	184	1,228	1,014	37	0	178
22		神通大橋	2,475	24	109	0	2,342	2,294	32	96	0	2,166
23	宮川	新国境橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	高原川	新猪谷橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	いたち川	四ツ屋橋	1,078	52	73	0	953	984	52	71	0	862
26	松川	桜橋	225	6	0	0	219	216	6	0	0	210
27	井田川	高田橋	1,461	539	74	1	847	1,358	533	71	1	753
28		落合橋	5,217	49	163	6	4,998	4,958	51	158	6	4,744
29	熊野川	八幡橋	2,854	136	185	1	2,532	2,683	129	177	1	2,377
30	岩瀬河	岩瀬橋	325	149	0	0	177	312	145	0	0	167
31	富岩河	萩浦小橋	376	58	13	0	305	358	58	13	0	288
	神通川水系		15,457	2,237	655	8	12,557	14,391	2,019	621	7	11,744
32	常願寺川	今川橋	418	97	59	0	263	411	115	59	0	237
33		常願寺橋	3,965	10	33	0	3,922	3,944	13	28	0	3,902
	常願寺川水系		4,383	106	92	0	4,185	4,355	129	87	0	4,139
34	白岩川	東西橋	1,900	75	190	0	1,635	1,825	75	204	0	1,546
35		泉正橋	1,568	23	52	1	1,492	1,544	22	29	2	1,492
36	柄津川	流観橋	1,016	591	35	0	389	897	480	28	0	388
37		寺田橋	791	1	50	0	741	775	1	34	0	740
	白岩川水系		5,275	689	327	2	4,257	5,041	578	295	2	4,166
38	上市川	魚躬橋	1,781	45	113	0	1,624	1,674	36	24	0	1,613
39	中川	落合橋	461	4	68	0	389	431	5	43	0	383
40	早月川	早月橋	1,403	30	1	2	1,370	1,424	53	1	2	1,368
41	角川	角川橋	1,181	52	74	0	1,054	1,153	52	47	0	1,054
42	鴨川	港橋	36	5	8	0	24	32	5	3	0	24
43	片貝川	末端	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44		落合橋	1,251	68	5	0	1,179	1,283	100	4	0	1,179
45	布施川	落合橋	900	20	23	1	857	891	20	15	1	854
	片貝川水系		2,152	88	28	1	2,036	2,174	121	19	1	2,033
46	黒瀬川	石田橋	952	25	75	1	852	918	26	47	1	844
47	高橋川	立野橋	564	2	137	1	425	573	2	151	0	420
48	吉田川	吉田橋	367	125	21	1	221	347	116	12	1	218
49	黒部川	下黒部橋	6,633	21	29	0	6,583	6,626	21	23	0	6,581
50	入川	末端	270	0	5	0	264	265	0	2	0	264
51	小川	赤川橋	507	9	20	0	478	489	9	6	0	473
52		上朝日橋	566	3	5	0	558	563	3	2	0	558
53	舟川	舟川橋	752	2	44	0	706	718	2	21	0	696
	小川水系		1,825	14	69	0	1,742	1,771	14	30	0	1,727
54	木流川	末端	151	0	30	0	121	121	0	2	0	119
55	笹川	笹川橋	374	0	12	0	362	369	0	8	0	361
56	境川	境橋	529	0	1	0	529	529	0	0	0	529
57	下田川		144	0	3	0	141	143	0	3	0	141
58	宇波川		223	0	12	0	211	220	0	9	0	211
59	泉川		78	1	10	0	67	74	1	6	0	67
60	古川		285	1	3	0	282	249	1	3	0	245
61	平曾川		306	0	14	0	292	296	0	4	0	292
62	寺川		132	0	17	0	115	114	0	1	0	113
	河川ブロック計		82,288	10,195	4,372	54	67,667	79,982	9,869	3,638	53	66,422
直接流入ブロック	その他流域1		299	6	12	0	281	297	6	10	0	281
	その他流域2		186	3	34	0	149	170	3	18	0	148
	その他流域3		1,542	273	123	0	1,146	1,486	271	87	0	1,128
	その他流域4		905	17	29	0	859	865	20	29	0	815
	その他流域5		764	0	503	0	260	823	0	571	0	252
	その他流域6		1,377	29	935	0	413	1,330	30	939	0	361
	その他流域7		1,047	31	136	4	875	1,032	75	83	4	870
	その他流域8		696	20	245	0	430	712	52	230	0	430
	その他流域9		369	8	35	3	323	350	6	20	3	321
	その他流域10		1,978	105	116	0	1,756	1,911	106	64	0	1,740
	その他流域11		337	67	37	0	233	370	67	70	0	233
	直接流入ブロック計		9,499	560	2,205	8	6,726	9,345	636	2,120	8	6,581
総計			91,787	10,755	6,577	62	74,393	89,327	10,506	5,758	61	73,003

表 河川ブロック別排出負荷量（窒素） (kg/日)

番号	河川名	環境基準点	平成24年度					平成33年度					
			合計	工場	生活	畜産	面源	合計	工場	生活	畜産	面源	
1	阿尾川	阿尾橋	135	1	7	1	125	133	1	7	1	125	
2	余川	間島橋	155	0	8	0	148	155	0	6	0	148	
3	上庄川	北の橋	390	0	26	0	364	386	0	22	0	364	
4	仏生寺川	八幡橋	419	0	259	0	160	425	0	265	0	160	
5	湊川	中の橋	180	7	8	0	164	178	7	6	0	164	
	仏生寺川水系		599	8	267	0	324	603	8	271	0	324	
6	小矢部川	河口	515	173	26	0	316	497	174	9	0	314	
7		城光寺橋	2,832	1,483	1,188	0	161	2,317	870	1,285	0	161	
8		国条橋	3,168	151	266	34	2,717	3,084	162	186	34	2,703	
9		太美橋	329	0	1	0	327	328	0	0	0	327	
10		千保川	地子木橋	255	62	24	0	168	234	58	9	0	167
11		祖父川	新祖父川橋	282	7	29	0	246	268	6	17	0	244
12		山田川	福野橋	403	0	22	1	379	387	0	7	1	378
13			ニヶ瀬えん堤	36	0	0	0	36	36	0	0	0	36
		小矢部川水系		7,818	1,875	1,557	36	4,350	7,151	1,270	1,514	36	4,331
14		庄川	大門大橋	132	37	14	1	80	131	36	14	1	80
15			雄神橋	1,313	1	7	0	1,305	1,314	1	7	0	1,305
16		和田川	末端	527	43	39	1	445	516	43	32	1	440
		庄川水系		1,973	81	59	2	1,831	1,960	80	53	2	1,825
17	内川	山王橋	13	0	3	0	10	13	0	3	0	10	
18		西橋	11	0	5	0	6	10	0	5	0	6	
	内川水系		24	0	8	0	16	24	0	8	0	16	
19	下条川	稲積橋	412	105	105	0	203	338	117	20	0	200	
20	新堀川	白石橋	407	13	55	0	338	388	13	53	0	321	
21	神通川	萩浦橋	328	268	13	0	47	198	139	13	0	46	
22		神通大橋	727	16	61	0	649	688	20	49	0	619	
23	宮川	新国境橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
24	高原川	新猪谷橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
25	いたち川	四ツ屋橋	273	58	28	0	187	256	58	27	0	172	
26	松川	桜橋	49	7	0	0	42	47	7	0	0	41	
27	井田川	高田橋	8,274	8,047	46	1	181	8,254	8,047	44	0	163	
28		落合橋	1,787	59	79	6	1,644	1,755	74	76	5	1,600	
29	熊野川	八幡橋	1,050	89	166	1	794	1,017	87	162	0	767	
30	岩瀬運河	岩瀬橋	151	117	0	0	34	148	116	0	0	33	
31	富岩運河	萩浦小橋	84	21	5	0	59	81	20	5	0	56	
	神通川水系		12,723	8,680	398	7	3,638	12,445	8,567	376	6	3,496	
32	常願寺川	今川橋	189	78	55	0	56	191	91	48	0	52	
33		常願寺橋	1,475	11	14	0	1,450	1,475	15	13	0	1,447	
	常願寺川水系		1,664	88	69	0	1,506	1,666	105	61	0	1,499	
34	白岩川	東西橋	482	55	75	0	351	476	51	89	0	336	
35		泉正橋	475	15	18	1	441	464	12	10	1	441	
36	柄津川	流観橋	92	2	12	0	78	101	12	11	0	78	
37		寺田橋	191	1	16	0	174	188	1	13	0	174	
	白岩川水系		1,240	72	122	1	1,045	1,230	76	123	1	1,029	
38	上市川	魚躬橋	565	34	56	0	475	509	24	11	0	473	
39	中川	落合橋	106	2	23	0	82	97	2	15	0	80	
40	早月川	早月橋	563	41	0	1	521	602	80	0	1	520	
41	角川	角川橋	357	22	30	0	304	349	22	22	0	304	
42	鴨川	港橋	13	6	2	0	5	12	6	1	0	5	
43	片貝川	末端	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
44		落合橋	689	250	2	0	437	794	356	2	0	437	
45	布施川	落合橋	303	16	18	0	269	300	16	15	0	268	
	片貝川水系		992	266	20	0	705	1,094	371	17	0	705	
46	黒瀬川	石田橋	307	53	38	0	216	287	46	26	0	214	
47	高橋川	立野橋	310	0	217	0	92	347	0	256	0	91	
48	吉田川	吉田橋	259	200	8	0	50	240	185	5	0	50	
49	黒部川	下黒部橋	2,570	18	37	0	2,516	2,560	17	27	0	2,516	
50	入川	末端	60	0	2	0	58	58	0	0	0	58	
51	小川	赤川橋	129	1	7	0	121	124	1	3	0	120	
52		上朝日橋	219	4	1	0	213	219	4	2	0	213	
53	舟川	舟川橋	181	2	16	0	163	172	2	9	0	161	
	小川水系		528	6	25	0	497	514	6	13	0	495	
54	木流川	末端	39	0	10	0	29	30	0	2	0	29	
55	笹川	笹川橋	116	0	4	0	112	115	0	3	0	112	
56	境川	境橋	201	0	0	0	201	201	0	0	0	201	
57	下田川		43	0	1	0	42	43	0	1	0	42	
58	宇波川		68	0	5	0	63	67	0	4	0	63	
59	泉川		24	1	3	0	20	23	1	2	0	20	
60	古川		64	0	1	0	62	58	0	1	0	56	
61	平曾川		64	0	4	0	60	61	0	1	0	60	
62	寺川		31	0	7	0	23	23	0	0	0	23	
	河川ブロック計		34,820	11,574	3,174	50	20,022	33,768	11,002	2,924	49	19,794	
直接流入ブロック	その他流域1		94	6	4	0	84	94	6	4	0	84	
	その他流域2		67	9	10	0	48	64	9	7	0	48	
	その他流域3		849	536	70	0	243	578	281	58	0	239	
	その他流域4		257	48	22	0	187	253	55	20	0	178	
	その他流域5		749	5	682	0	63	843	5	776	0	62	
	その他流域6		2,032	40	1,907	0	85	1,893	40	1,777	0	76	
	その他流域7		363	86	89	4	185	335	84	64	4	183	
	その他流域8		336	17	229	0	90	329	48	191	0	90	
	その他流域9		93	9	16	4	64	85	9	9	4	63	
	その他流域10		441	35	50	0	357	427	34	38	0	354	
	その他流域11		105	18	13	0	74	133	18	41	0	74	
	直接流入ブロック計		5,387	809	3,089	8	1,481	5,034	588	2,984	8	1,454	
	総計		40,207	12,383	6,263	58	21,502	38,803	11,590	5,908	57	21,248	

表 河川ブロック別排出負荷量 (りん) (kg/日)

番号	河川名	環境基準点	平成24年度					平成33年度				
			合計	工場	生活	畜産	面源	合計	工場	生活	畜産	面源
1	阿尾川	阿尾橋	7	0	1	0	5	6	0	1	0	5
2	余川	間島橋	8	0	1	0	7	7	0	1	0	7
3	上庄川	北の橋	22	0	3	0	18	21	0	3	0	18
4	仏生寺川	八幡橋	22	0	14	0	7	23	0	15	0	7
5	湊川	中の橋	12	0	1	0	10	11	0	1	0	10
	仏生寺川水系		33	1	15	0	17	34	1	16	0	17
6	小矢部川	河口	44	18	4	0	23	49	25	1	0	23
7		城光寺橋	155	67	77	0	11	168	65	92	0	11
8		国条橋	263	32	35	8	188	251	32	24	8	186
9		太美橋	9	0	0	0	9	9	0	0	0	9
10	千保川	地子木橋	25	8	3	0	14	23	8	1	0	13
11	祖父川	新祖父川橋	25	1	4	0	20	23	1	2	0	20
12	山田川	福野橋	23	0	2	1	20	22	0	1	1	20
13		二ヶ瀬えん堤	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	小矢部川水系		546	126	126	9	285	545	131	122	9	283
14	庄川	大門大橋	9	2	2	0	4	9	2	2	0	4
15		雄神橋	33	0	1	0	31	33	0	1	0	31
16	和田川	末端	39	4	6	0	29	37	4	5	0	28
	庄川水系		81	6	10	1	65	79	6	8	1	64
17	内川	山王橋	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
18		西橋	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
	内川水系		2	0	1	0	1	2	0	1	0	1
19	下条川	稲積橋	26	4	10	0	12	19	5	3	0	11
20	新堀川	白石橋	28	2	7	0	20	26	2	7	0	18
21	神通川	萩浦橋	41	37	2	0	3	30	26	2	0	3
22		神通大橋	45	2	10	0	34	39	2	8	0	30
23	宮川	新国境橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	高原川	新猪谷橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	いたち川	四ツ屋橋	24	4	4	0	17	22	4	3	0	15
26	松川	桜橋	5	1	0	0	4	5	1	0	0	3
27	井田川	高田橋	69	48	5	0	15	66	47	5	0	13
28		落合橋	82	9	10	2	61	76	9	10	2	56
29	熊野川	八幡橋	60	10	18	0	32	57	10	18	0	29
30	岩瀬運河	岩瀬橋	11	8	0	0	3	11	8	0	0	3
31	富岩運河	萩浦小橋	8	3	1	0	5	10	5	1	0	5
	神通川水系		346	120	50	2	174	317	112	46	2	157
32	常願寺川	今川橋	16	9	3	0	4	17	9	4	0	4
33		常願寺橋	42	2	2	0	39	42	2	2	0	38
	常願寺川水系		58	11	4	0	43	58	11	5	0	42
34	白岩川	東西橋	53	9	15	0	29	54	9	18	0	27
35		泉正橋	36	12	3	0	21	31	8	1	0	21
36	柄津川	流観橋	10	2	2	0	7	10	2	1	0	7
37		寺田橋	15	0	2	0	12	14	0	2	0	12
	白岩川水系		114	22	22	0	70	110	18	22	1	68
38	上市川	魚躬橋	32	1	7	0	24	27	1	2	0	24
39	中川	落合橋	10	1	3	0	7	9	1	2	0	7
40	早月川	早月橋	15	1	0	1	13	15	1	0	1	13
41	角川	角川橋	21	1	4	0	16	20	1	3	0	16
42	鴨川	港橋	2	1	0	0	0	2	1	0	0	0
43	片貝川	末端	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44		落合橋	36	23	1	0	12	36	24	0	0	12
45	布施川	落合橋	17	3	3	0	12	17	3	2	0	12
	片貝川水系		53	26	3	0	23	53	27	3	0	23
46	黒瀬川	石田橋	21	2	5	0	13	19	2	4	0	13
47	高橋川	立野橋	13	0	5	0	8	13	0	5	0	7
48	吉田川	吉田橋	7	2	1	0	4	7	2	1	0	4
49	黒部川	下黒部橋	68	3	4	0	60	66	3	3	0	60
50	入川	末端	5	0	0	0	5	5	0	0	0	5
51	小川	赤川橋	9	0	1	0	8	8	0	0	0	8
52		上朝日橋	6	1	0	0	5	6	1	0	0	5
53	舟川	舟川橋	16	1	2	0	12	14	1	1	0	12
	小川水系		30	2	3	0	25	28	2	2	0	25
54	木流川	末端	3	0	1	0	2	2	0	0	0	2
55	笹川	笹川橋	6	0	1	0	5	6	0	0	0	5
56	境川	境橋	5	0	0	0	5	5	0	0	0	5
57	下田川		2	0	0	0	2	2	0	0	0	2
58	宇波川		4	0	1	0	3	3	0	1	0	3
59	泉川		2	0	0	0	1	1	0	0	0	1
60	古川		5	0	0	0	5	4	0	0	0	4
61	平曾川		6	0	1	0	5	6	0	0	0	5
62	寺川		3	0	1	0	2	2	0	0	0	2
	河川ブロック計		1,585	333	292	14	946	1,522	327	261	14	919
直接流入ブロック	その他流域1		6	1	1	0	4	6	1	1	0	4
	その他流域2		4	1	1	0	2	4	1	1	0	2
	その他流域3		128	100	8	0	20	47	21	6	0	20
	その他流域4		19	1	3	0	15	18	1	3	0	14
	その他流域5		39	0	35	0	4	48	0	44	0	4
	その他流域6		74	1	66	0	7	73	1	66	0	6
	その他流域7		44	11	17	1	16	41	11	14	1	16
	その他流域8		27	3	17	0	8	37	10	19	0	8
	その他流域9		10	1	2	1	6	9	1	1	1	6
	その他流域10		49	2	15	0	32	47	2	13	0	32
	その他流域11		12	5	3	0	3	16	5	7	0	3
	直接流入ブロック計		413	126	168	2	118	345	54	174	2	115
	総計		1,998	459	460	16	1,063	1,866	382	435	16	1,034

## II 自然環境及び社会環境

### 1 自然環境

#### (1) 地形

本県は、本州の中央部に位置し、東西 90km、南北 76km で、県土の面積は、4,247k m<sup>2</sup> であり、国土の 1% を占めています。

東は立山、後立山連峰により新潟、長野両県と接し、西は倶利伽羅峠を介して石川県と、南は重畳たる山岳を経て岐阜県と接しており、北は富山湾を抱いて日本海に面しています。

これらの山岳と海岸の間には富山平野が広がり、呉羽山丘陵によって東部と西部に分けられています。

東部には、立山、劔岳など 3,000m 級の山岳がそびえ、平野は狭く、黒部川、常願寺川をはじめ数多くの急流河川が流れています。

西部には、医王山、西部丘陵と射水丘陵に囲まれた比較的広い平野が広がっており、庄川、小矢部川などが流れています。

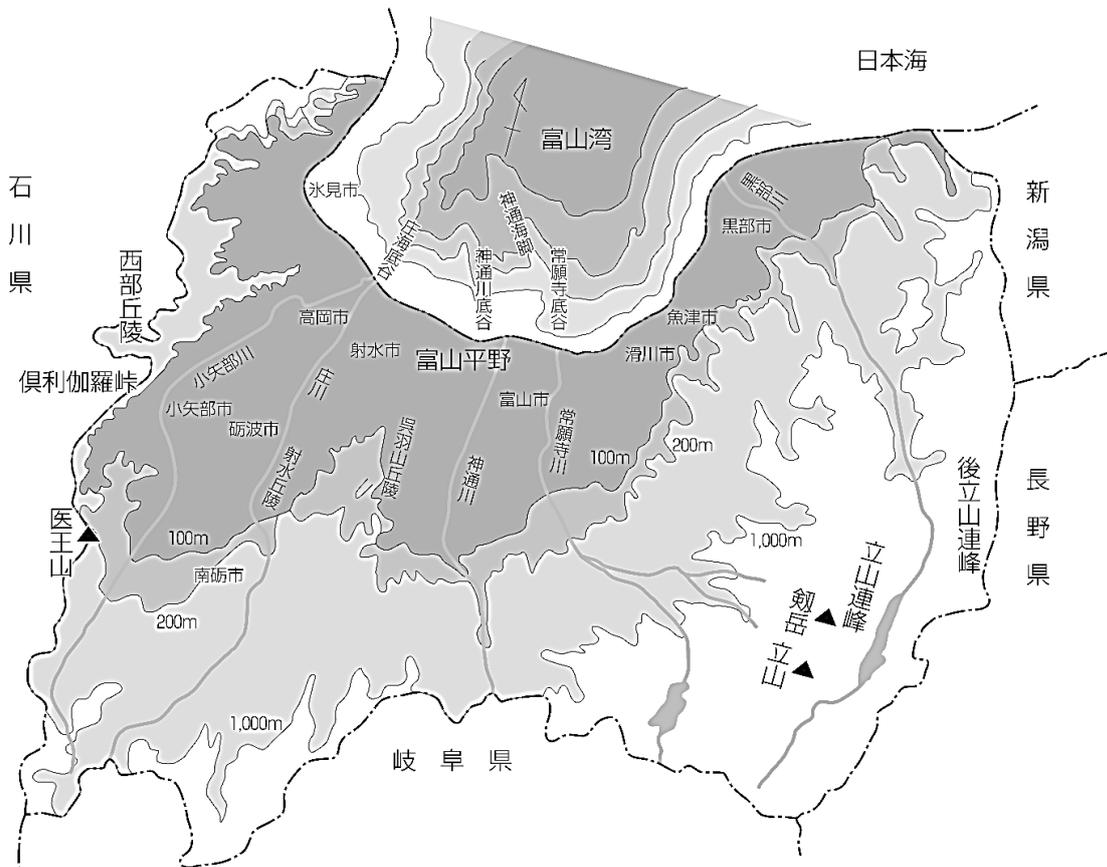


図 地形の概略

## (2) 気象

本県の気象は、日本海側気候の特性が著しく、海岸から20～30kmの距離にある山岳地帯の影響を受け、冬期には北西の強い季節風が吹き、多量の降雪があります。年間平均降水量は、富山市で2,500mm（富山地方気象台平年値）、山岳部では冬期の降雪により3,000mmにも達し、全国的にも有数の降水地域となっています。また、平均気温は、14.1度（富山地方気象台平年値）です。

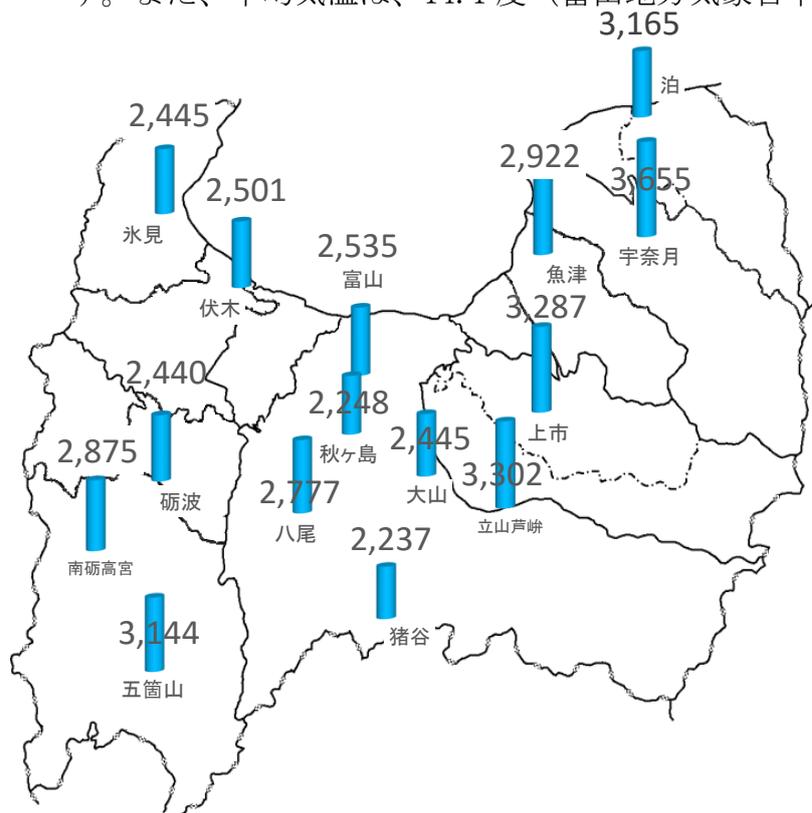


図 年降水量（26年1月～12月）

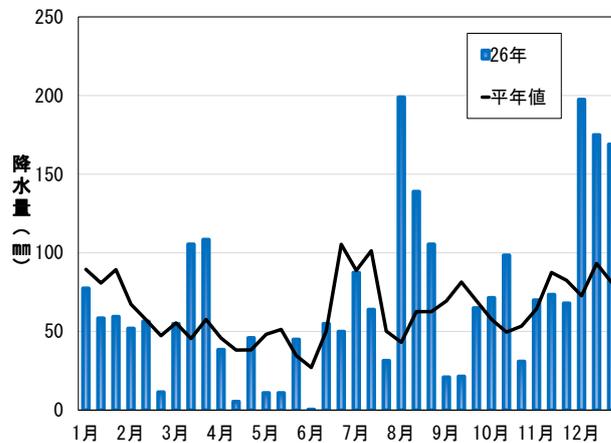
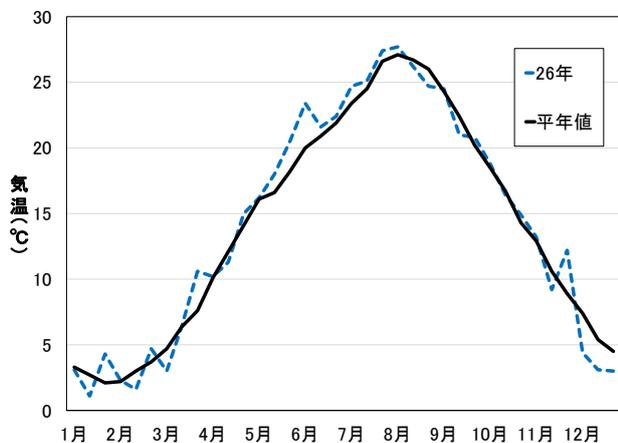


図 月別の気温・降水量（26年）



#### (4) 湖沼

本県には、貯水量 1,000 万 $\text{m}^3$ 以上の人工湖として、有峰湖、黒部湖、桂湖等の 7 湖沼がありますが、いずれも河川上・中流部にあり、治水、発電、農業、水道等の利水を目的に作られたダム湖です。

一方、天然湖沼としては、みくりが池、縄が池等がありますが、いずれも規模が小さく、またそのほとんどが山岳地帯にあります。

#### (5) 海域

富山湾は、日本海側有数の外洋性内湾であり、大陸棚の発達が乏しく神通川や小矢部川の河口付近から俗に“あいがめ”とよばれる海底谷が発達し、複雑な地形となっています。

また、湾奥部には対馬暖流が流入しており、その強弱や能登沖冷水域、佐渡沖冷水域の動向により、湾内では海流の変動が激しくなっています。

海岸線は、西部の能登半島から東に大きく湾曲しており、その延長は 147.4km です。複雑な地形や富山湾特有の寄り回り波、冬期の風波等によって、全国まれにみる侵食海岸となっており、沿岸には、護岸や離岸堤等が多く敷設され、自然海岸は少ない状況にあります。

## 2 社会環境

### (1) 人口

25年における本県の人口は、107万6千人で、全国の0.9%を占め、全国第37位であり、20年と比べて25千人（2%）減少しています。また、人口密度は253.4人/k㎡で、全国第25位であり、20年と比べて1k㎡あたり5.9人（2%）減少しています。

市町村別の人口では、富山市が42万人（39%）で最も多く、次いで高岡市が17万3千人（16%）、射水市が9万3千人（9%）、南砺市が5万3千人

（5%）、氷見市が5万人（5%）となっています。また、人口密度では、高岡市、射水市及び舟橋村で800人/k㎡以上、滑川市で600人/k㎡以上、富山市、砺波市、入善町で300人/k㎡以上となっています。

表 人口の推移

年	総人口（人）	人口密度（人/k㎡）
20	1,101,292	259.3
21	1,095,217	257.8
22	1,093,247	257.4
23	1,088,409	256.2
24	1,082,763	254.9
25	1,076,158	253.4

資料 「平成25年富山県の人口」（富山県統計調査課）

表 市町村別の人口 (25年10月現在)

市町村	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
富山市	419,552	1,242	338
高岡市	172,807	209	825
魚津市	43,829	201	219
氷見市	49,650	230	215
滑川市	33,288	55	610
黒部市	41,462	426	97
砺波市	49,182	127	387
小矢部市	31,008	134	231
南砺市	52,688	669	79
射水市	92,574	109	848
舟橋村	2,974	3	857
上市町	21,329	237	90
立山町	26,839	307	87
入善町	26,115	71	366
朝日町	12,861	226	57
合計	1,076,158	4,248	253

資料 「平成25年富山県の人口」(富山県統計調査課)

**(2) 産業**

24年における県内の事業所数は、5万4千事業所であり、そのうち第3次産業が4万1千事業所（77%）と最も多く、第2次産業が1万2千事業所（22%）、第1次産業が420事業所（1%）でした。

また、従業者数は、51万人であり、そのうち第3次産業従業者が32万7千人（64%）と最も多く、第2次産業従業者が17万4千人（34%）、第1次産業従業者は6千人（1%）でした。

表 産業別従業者数と事業所数 (24年2月現在)

区分	事業所数	従業者数（人）
1次産業	420	6,245
2次産業	11,830	173,847
3次産業	41,274	327,067
合計	53,524	507,159

資料 経済センサス・活動調査（総務省、経済産業省）

**① 工業****ア 事業所数**

25年における事業所数は、2,844事業所であり、20年に比べて497事業所（15%）減少しています。

地区別では、富山市が818事業所（29%）、高岡市が517事業所（18%）となっており、両市で全体の47%を占めています。

**イ 製造品出荷額**

25年における製品出荷額は3兆3千2百億円で20年と比べて6千2百億円（16%）減少しています。

地区別では、富山市が1兆7百億円（32%）、射水市が4千5百億円（14%）、高岡市が4千6百億円（12%）となっており、両市で全体の58%を占めています。

また、業種別では、化学工業が5千5百億円（16%）で最も多く、次いで金属製品製造業3千6百億円（11%）、非鉄金属製造業3千5百億円（10%）、生産用機械器具製造業2千8百億円（9%）となっている。

表 事業所数と製造品出荷額の推移

年	事業所数	製造品出荷額（億円）
20	3,341	39,406
21	3,040	28,682
22	2,970	32,233
23	3,028	33,653
24	2,894	33,125
25	2,844	33,230

資料 「平成 25 年工業統計調査結果速報」（富山県統計調査課）

表 地区別の事業所数と製造品出荷額 (25 年)

地区名	事業所数	製造品出荷額（億円）
新川地区	329	4,205
富山地区	1,069	14,918
富山市	818	10,731
富山市以外	251	4,186
高岡・射水地区	1,051	10,191
高岡市	517	4,057
射水市	258	4,498
高岡市以外	276	1,636
砺波地区	395	3,915

資料 「平成 25 年工業統計調査結果速報」（富山県統計調査課）

表 業種別製造品出荷額 (25年)

業種	製造品出荷額 (億円)
食料品	1,374
飲料・飼料	667
繊維	733
木材・木製品	344
家具・装備品	315
パルプ・紙	1,300
印刷・同関連	339
化学	5,466
石油・石炭	63
プラスチック	2,214
ゴム製品	106
なめし革	21
窯業・土石	841
鉄鋼	1,728
非鉄金属	3,469
金属製品	3,563
はん用機械	1,493
生産用機械	2,830
業務用機械	300
電子部品	2,937
電気機械	494
情報通信	73
輸送機械	1,328
その他	1,231

資料 「平成25年工業統計調査結果速報」(富山県統計調査課)

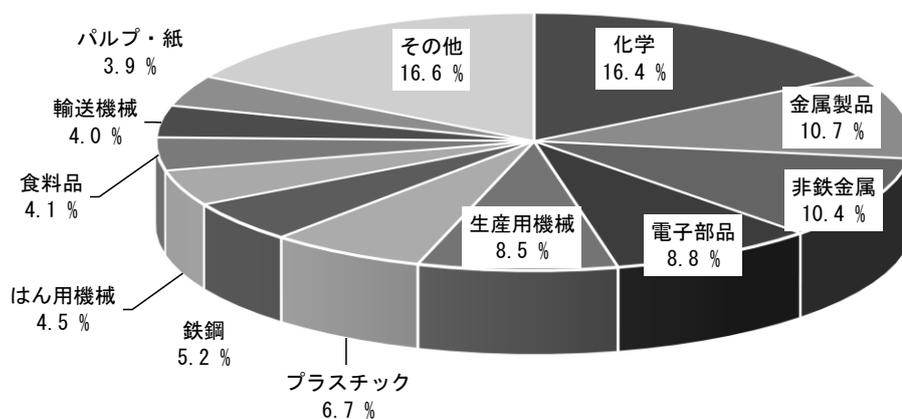


図 製造品出荷額の業種別構成比 (25年)

## ② 農業

## ア 農家数

22年における総農家数は3万戸で、17年に比べて1万戸減少しています。

表 農家数の推移

年	総農家数	うち専業農家数
12	47,227	2,771
17	39,720	3,071
22	29,634	2,024

資料 「農林業センサス」(富山県、農林水産省)

## イ 耕地面積

25年における耕地面積は、5万9千haであり、20年に比べて0.5千ha(1%)減少しています。これは田が減少したためです。

田畑別では、田が5万7千ha(96%)とそのほとんどを占めており、残りは畑と樹園地です。

表 耕地面積の推移

(単位: ha)

年	田	畑	樹園地	牧草地	計
20	57,200	1,400	732	284	59,600
21	57,100	1,390	749	284	59,500
22	57,000	1,390	750	284	59,400
23	26,900	1,370	755	289	59,300
24	56,800	1,370	751	289	59,200
25	56,600	1,400	753	289	59,100

資料 「農林水産統計」(農林水産省)

## ③ 畜産業

## ア 牛

25年における飼養農家数は114戸で、飼養されている牛は6千頭です。20年と比べて、飼養農家は28戸(20%)減少し、飼養頭数は1千頭(15%)減少しています。

## イ 豚

25年における飼養農家数は21戸で、飼養されている豚は、3万1千頭です。20年と比べて、飼養農家は9戸(30%)減少し、飼養頭数は8千頭(21%)減少しています。

表 牛・豚飼養頭数の推移

年	牛		豚	
	戸数	頭数	戸数	頭数
20	142	7,530	30	39,500
21	133	7,470	29	40,300
22	129	7,170	-	-
23	122	6,820	23	38,100
24	118	6,670	22	36,600
25	114	6,410	21	31,400

資料 「畜産統計」(農林水産省)

## ウ 水産業

25年における富山湾沿岸漁業の漁獲量は、2万7千トンであり、20年と比べると約8千トン増加しています。

また、25年における主要2河川(神通川、庄川)の内水面漁業の漁獲量は、148トンでした。

表 富山湾沿岸における主要魚種の漁獲量の推移

(単位:トン)

	20	21	22	23	24	25
漁獲量	19,191	20,987	21,053	24,399	21,766	26,849

資料 「富山の水産」(富山県水産漁港課・富山県水産研究所調べ)

表 内水面における漁獲量及び養殖収穫量の推移

(単位:トン)

	20	21	22	23	24	25
内水面漁業	112	205	151	99	154	148
内水面養殖	115	85	79	74	75	75

注) 内水面漁業の漁獲量は、主要2河川(神通川、庄川)の結果である。

資料 「富山農林水産統計年報」

**(3) 土地利用**

24年における土地利用状況は、森林が28万5千ha（67%）と最も多く、次いで農地が5万9千ha（14%）、宅地が2万7千ha（6%）となっています。

土地利用状況を20年と比べると、道路及び宅地で1千ha増加し、農地及び水面で1千ha減少しています。

表 土地利用状況の推移

(単位:千ha)

年	農地	森林	水面 河川 水路	道路	宅地		その他	合計
					住宅地	工業用地等		
21	59.5	284.4	20.4	17.3	15.5	11.4	15.9	424.4
22	59.4	284.4	20.4	18.0	15.6	11.4	15.9	425.1
23	59.3	284.6	20.0	18.1	15.8	11.3	15.9	425.0
24	59.2	284.5	19.8	18.1	15.7	11.5	16.0	424.8

資料 「土地に関する統計資料」(富山県県民生活課)

**(4) 水利用****① 工業用水**

25年における1日当たりの工業用水量は、154万 $\text{m}^3$ であり、20年に比べて28万7千 $\text{m}^3$ （19%）減少しています。

水源別では、井戸水が31万2千 $\text{m}^3$ （20%）、工業用水道が27万2千 $\text{m}^3$ （18%）となっています。また、いったん使用した水を回収して再利用する回収水が78万1千 $\text{m}^3$ （51%）となっています。

用途別では、化学工業が38万5千 $\text{m}^3$ （24%）と最も多く、次いで紙・パルプ工業が31万3千 $\text{m}^3$ （19%）となっています。

表 1日当たり工業用水量の推移

(単位:千 $\text{m}^3$ )

年	工業用水道	上水道	井戸水	その他の淡水	回収水	合計
20	306	17	333	232	938	1,827
21	285	21	319	146	763	1,534
22	296	17	322	153	774	1,562
23	284	21	301	154	733	1,492
24	295	32	317	155	780	1,579
25	272	24	312	151	781	1,540

資料 「富山県の工業」(富山県統計調査課)

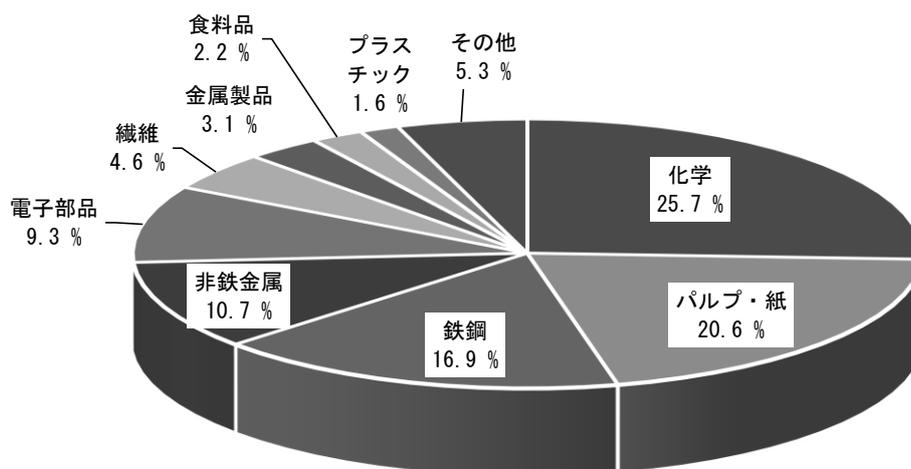


図 業種別工業用水使用量 (25年)

② 地下水

地下水条例に基づき報告された、富山、高岡及びその周辺地域における、25年度の地下水の採取量は、11千万 $m^3$ であり、用途別では、工業用が5千7百万 $m^3$  (51%)と最も多く、次いで道路等の消雪用が2千1百万 $m^3$  (19%)となっています。

市町村別では、富山市が7千4百万 $m^3$  (68%)と最も多く、次いで高岡市の1千2百万 $m^3$  (10%)となっています。

表 用途別地下水の採取状況 (25年度) (単位：百万 $m^3$ /年)

工業用	建築物用	水道用	農業・水産業用	道路等消雪用	その他	計
56.7	14.1	16.3	2.4	20.5	0.4	110.2

資料 「地下水の現況」(富山県環境保全課)

## (5) 都市施設

## ① 水道等

## ア 水道

25年度における水道施設数は、上水道12施設のほか簡易水道62施設、専用水道160施設の合わせて234施設となっています。

また、給水人口は、99万6千人で普及率は93.0%に達しています。

表 水道施設と給水人口（25年度）

区分	上水道	簡易水道	専用水道	合計
施設数	12	62	160	234
給水人口（千人）	955	38	3	996

資料 「富山県の水道の現況」（富山県生活衛生課）

表 水道普及状況の推移

年度	給水人口（千人）	普及率（%）
21	1,017	93.2
22	1,015	93.2
23	1,010	93.2
24	1,001	92.9
25	996	93.0

資料 「富山県の水道の現況」（富山県生活衛生課）

## イ 公共工業用水道

公共工業用水道施設は、西部工業用水道等6工業用水道があり、給水能力は1日当たり約60万m<sup>3</sup>で、25年度の給水実績は約103百万m<sup>3</sup>となっています。

表 公共工業用水道の状況（25年度）

名 称	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	給水実績 (m <sup>3</sup> )
富 山 県 西 部 工 業 用 水 道	400,000	69,263,537
富山八尾中核工業団地工業用水道	6,125	1,337,807
利 賀 川 工 業 用 水 道	8,200	630,059
富 山 市 工 業 用 水 道	91,000	23,412,221
高 岡 市 工 業 用 水 道	60,000	7,884,000
砺 波 市 工 業 用 水 道	2,500	457,828
合 計	567,825	102,985,452

資料 富山県企業局、富山市上下水道局、高岡市上下水道局、砺波市上水道課

## ② 下水道等

## ア 下水道

下水道については、25年度末における計画面積は3万1千ha、計画処理人口は99万8千人、処理人口は89万5千人であり、普及率は82%となっています。

表 下水道の整備状況

(25年度末現在)

市町村名	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)	計画人口 (千人)	処理人口 (千人)	下水道処理 人口普及率 (%)	備考
富山市	10,816	9,593	411.7	380.8	91	公共、特環
高岡市	5,280	4,073	152.8	158.1	90	公共、特環
魚津市	1,252	882	39.1	31.7	72	公共、特環
氷見市	1,374	944	46.2	29.9	59	公共、特環
滑川市	1,240	814	30.5	21.8	65	公共、特環
黒部市	1,127	827	37.8	25.8	61	公共、特環
砺波市	1,299	1,159	28.2	30.6	62	公共、特環
小矢部市	859	669	22.5	18.6	59	公共、特環
南砺市	1,897	1,754	63.3	45.8	85	公共、特環
射水市	2,629	2,333	83.8	82.2	87	公共、特環
舟橋村	139	125	3.2	3.1	100	公共
上市町	828	716	18.8	17.8	82	公共、特環
立山町	934	703	23.1	21.3	78	公共、特環
入善町	820	570	26.0	19.2	73	公共、特環
朝日町	464	339	10.7	8.5	64	公共、特環
合計	30,958	25,501	997.7	895.2	82	

資料 「富山県の下水道」(富山県都市計画課)

## イ 農村下水道

農村下水道は、農村総合整備モデル事業、農村基盤整備事業、農業集落排水事業及び農村下水道事業により整備されています。

25年度末では、10市3町の171地区で事業が実施され、149地区で供用を開始しており、その計画処理人口は12万2千人となっている。

表 農村下水道の整備状況 (25年度末現在)

区分	市町村名	地区数	計画処理人口 (人)	供用地区数
国庫補助 事業	富山市	42	25,837	41
	高岡市	7	5,234	7
	魚津市	8	9,538	8
	氷見市	11	14,334	11
	滑川市	3	4,215	3
	黒部市	11	12,826	11
	砺波市	4	6,981	4
	小矢部市	3	3,570	3
	南砺市	34	10,782	34
	射水市	14	13,237	14
	上市町	4	2,602	4
	立山町	5	3,367	5
	入善町	4	8,113	4
	計	150	120,636	149
県単独事業	全体	21	1,582	
合計		171	122,218	

資料 「平成26年版 環境白書」(富山県)

## ウ コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントは、宅地開発に伴う住宅団地等において整備されています。

現在2市の4施設で稼働しており、その計画処理人口は7千人です。

表 コミュニティ・プラントの整備状況 (25年度末現在)

市町村名	施設数	計画処理人口 (人)
富山市	3	4,840
高岡市	1	1,802
計	4	6,642

資料 「平成26年版 環境白書」(富山県)

## エ 浄化槽

25年度における浄化槽の設置基数は5万4千基で、20年度の7万7千基に比べて、2万3千基減少しています。

浄化槽の多くは単独処理浄化槽であり、合併処理浄化槽は1万4千基（26%）となっています。また、処理人口は、21万1千人で県全体の20%を占めています。

表 浄化槽の設置基数の推移

年度	設置基数
20	76,918
21	74,246
22	66,566
23	61,371
24	57,435
25	53,943

資料 富山県環境政策課

表 浄化槽人槽別設置基数 (25年度末現在)

人槽	～20	21～100	101～300	301～500	501～1,000	1,001～	合計
単独処理	36,956	2,923	87	11	1	1	39,979
合併処理	12,252	973	441	114	100	84	13,964
合計	49,208	3,896	528	125	101	85	53,943

資料 富山県環境政策課

## オ し尿処理施設

25年度におけるくみ取りし尿収集人口は4万6千人と県全体の4%を占めています。収集されたし尿は、13万6千kL（浄化槽汚泥を含む。）であり、7か所のし尿処理施設（合計能力531kL/日）で処理されています。

表 し尿処理状況の推移

年度	総人口 (千人)	くみ取り 収集人口 (千人)	浄化槽汚泥 収集人口 (千人)	収集量 (千kL/年)		
				くみ取りし尿	浄化槽汚泥	合計
20	1,105	63	273	58	128	186
21	1,099	76	242	53	119	172
22	1,096	67	230	47	112	159
23	1,094	60	223	43	107	151
24	1,099	50	222	39	102	141
25	1,092	46	211	37	99	136

資料 富山県環境政策課

### Ⅲ 水環境に関する県民意識調査結果

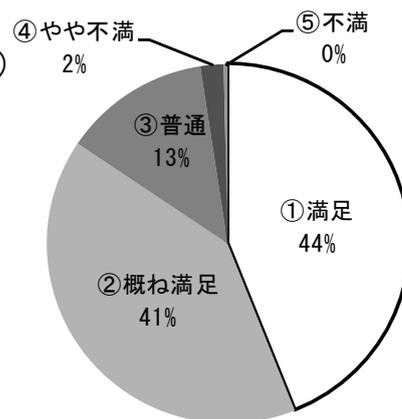
調査日：平成25年10月19日(土)～20日(日)

調査場所：とやま環境フェア2013会場(富山市南総合公園体育文化センター)

回答者数：289名

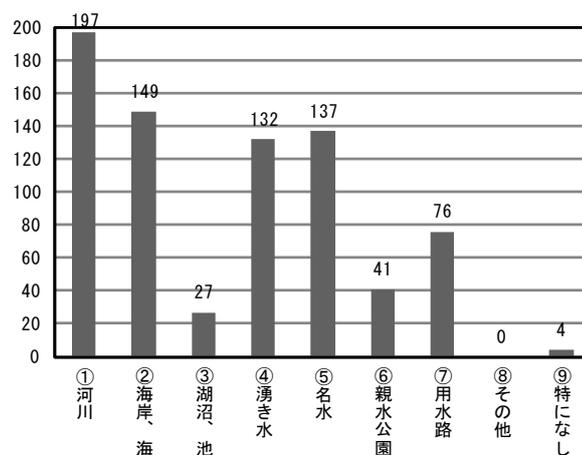
問1 富山県の水環境にどの程度満足しているか？(1つ回答)

① 満足	127
② 概ね満足	117
③ 普通	38
④ やや不満	6
⑤ 不満	1



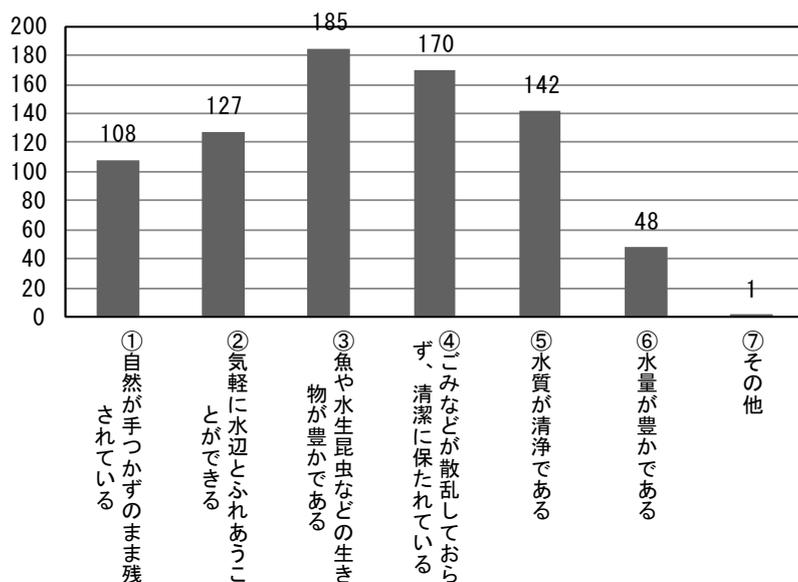
問2 普段から関心のある水辺はどれか？(3つまで回答)

① 河川	197
② 海岸、海	149
③ 湖沼、池	27
④ 湧き水	132
⑤ 名水	137
⑥ 親水公園	41
⑦ 用水路	76
⑧ その他	0
⑨ 特になし	4



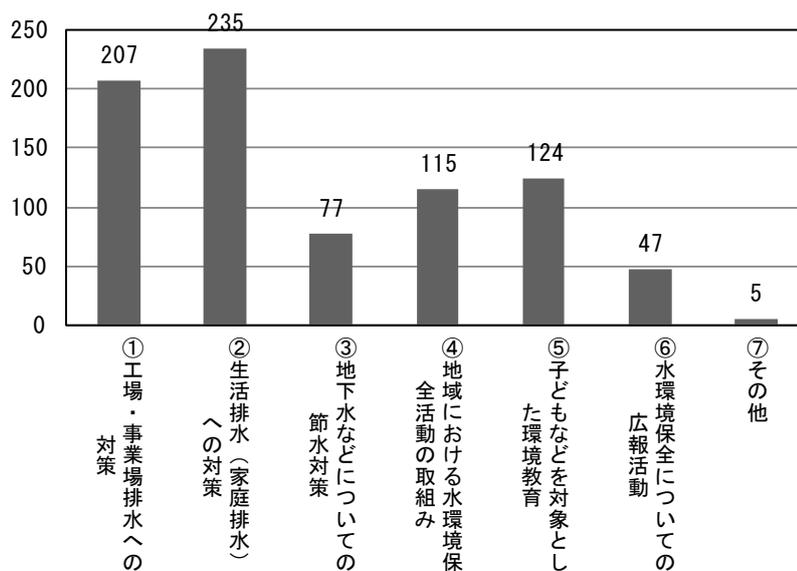
問3 望ましい水辺の環境とはどのようなものか？(3つまで回答)

① 自然が手つかずのまま残されている	108
② 気軽に水辺とふれあうことができる	127
③ 魚や水生昆虫などの生き物が豊かである	185
④ ごみなどが散乱しておらず、清潔に保たれている	170
⑤ 水質が清浄である	142
⑥ 水量が豊かである	48
⑦ その他	1



問4 本県の清らかな水環境を守るためにどのような取組みが必要と考えるか？  
(3つまで回答)

① 工場・事業場排水への対策	207
② 生活排水(家庭排水)への対策	235
③ 地下水などについての節水対策	77
④ 地域における水環境保全活動の取組み	115
⑤ 子どもなどを対象とした環境教育	124
⑥ 水環境保全についての広報活動	47
⑦ その他	5



## IV 用語集

用語	本文ページ	解説	出典文献等
<b>『あ』～</b>			
亜鉛 (全亜鉛)	p. 9	非鉄金属の中では銅、アルミニウムに次いで多く産出されている物質で、主な用途である亜鉛メッキが消費全体の6割程度を占めている。 人にとっては必須元素で、欠乏すると様々な障害が起こるが、一方で過剰な摂取は同じく必須元素である銅の吸収を妨げるおそれがある。 平成15年11月5日に公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から生活環境の保全に関する環境基準に追加された。	EICネット
赤潮	p. 7	海中のプランクトンが異常に増え海水が着色する現象で、魚類等に影響を及ぼすこともある。海水中の窒素、りん等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。	
汚濁負荷量	p. 22	水質などの環境に影響を及ぼす物質の量であり、一定期間における水量とその中に含まれる汚濁物質濃度の積で表される。	
<b>『か』～</b>			
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	p. 18	船舶、海洋施設等から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出し、船舶及び海洋施設においてこれらを焼却することを規制している。また、廃油の適正な処理を確保し、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除や海上火災の発生及び拡大の防止等の措置を講じて、海洋の汚染及び海上災害を防止することとしている。	EICネット
化学的酸素要求量	-	⇒ COD	
化管法	p. 23	⇒ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	EICネット
河川維持流量	p. 25	河川には一定の流量がなければ河川環境、河川利用、河川管理などに支障が生じることになる。そこで、舟運、漁業、景観、塩害防止、河川管理施設の保護などを総合的に考慮し、渇水時においても維持すべき流量が定められており、これを河川維持流量という。維持用水、または河川維持用水ということもある。	
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (家畜排せつ物法)	p. 20	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする法律。	環境省 環境白書
合併処理浄化槽	p. 9	生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽を指している。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。 ⇒単独処理浄化槽	EICネット
環境影響評価 (環境アセスメント)	p. 20	開発事業の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行うとともに、環境の保全のための措置を検討し、環境への影響の回避や低減を図る仕組み。	
環境管理	p. 19	企業等が法規制を遵守することにとどまらず、社会的な責任を意識して自主的、能動的に環境保全のための行動を計画・実行・評価すること。	
環境基準	p. 3	環境基本等に基づきにおいて政府が定める人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい大気、水質、土壌、騒音などの基準のこと。	

用語	本文ページ	解説	出典文献等
環境基本法	-	環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。	
環境教育	p. 11	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
環境白書	p. 32	本県の環境等の現況及び環境保全に関する施策について取りまとめた年次報告書。	
環境用水	p. 25	環境用水とは、水質の浄化、親水空間の創出、修景、生態系の保護等自然環境、社会環境、生活環境の維持改善を図ることを目的とする用水であり、河川における河川維持流量をはじめ親水公園の用水や景観・生態系等に配慮した農業用水等も含まれる。	
環境リスク	p. 23	人の活動によって環境に加えられた負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれのことであり、人の健康や生態系に影響を及ぼす概念のこと。	
(公財)環日本海環境協力センター (NPEC)	p. 27	Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center 日本海の海洋環境を保全するためには、沿岸の諸国、地域が連携協力し、国際的な取組みを推進していく必要があることから、県は、平成9年4月に任意団体として環日本海環境協力センターを設立した。その後、平成10年9月には政府所管の公益法人として財団法人環日本海環境協力センター (NPEC) の設立が許可され、環日本海地域の環境保全に関する交流推進事業、調査研究事業等を推進してきている。平成11年4月には、NPECが、国連環境計画 (UNEP) が推進する北西太平洋行動計画 (NOWPAP) の特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター (CEARAC) として指定された。	
人の健康の保護に関する項目	p. 3	環境基本法に基づいて定められている水質環境基準には、人の健康の保護に関する項目 (健康項目) と生活環境の保全に関する項目 (生活環境項目) の2つがある。健康項目は全国一律の基準であり、現在、カドミウム、全シアン、鉛、ジクロロメタン等の28項目が指定されている。	EICネット
公共用水域	p. 2	水質汚濁防止法において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路 (下水道のうち終末処理場に接続するものを除く。) とされている。	EICネット
合流式下水道	p. 21	汚水と雨水を同一の管路で下水処理場まで排除する下水道を合流式下水道という。早くから、下水道事業に着手した地域では合流式が多い。 一定量以上の降雨時には、未処理下水が公共用水域に流出するため、合流式下水道の改善に向けた取組みが行われている。	EICネット
国連環境計画 (UNEP)	-	United Nations Environment Programme 1972年6月ストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すため、同年の国連総会決議に基づき設立された機関で、国連機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整管理するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。	
こどもエコクラブ	p. 28	幼児から高校生が誰でも参加できる環境活動クラブで、子どもたちの自主的な環境教育への参加を推進するため、平成7年6月に環境省の呼びかけで開始された。県内では26年度末で、36クラブが登録されている。	

用語	本文ページ	解説	出典文献等
<b>『さ』～</b>			
常時監視	p. 23	水質汚濁防止法では、都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとされている。具体的には、毎年、公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成し、国及び地方公共団体と連携して水質測定を行うこととなっている。	EICネット
植生自然度	p. 1	植生への人為的な影響を表す指標であり、高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10又は9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。	
植物プランクトン	p. 7	植物プランクトンは光合成に必要な光が届く海表面から水深数m～150mまでのごく限られた水域だけに生息し、生産者として海洋の膨大な生物量を支えている。植物プランクトンには珪藻類、渦鞭毛藻類、藍藻類などが含まれる。赤潮を引き起こすのは、渦鞭毛藻類や珪藻類などの植物プランクトンである。 ⇒ 赤潮	EICネット
水質汚濁防止法	p. 2	水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下への浸透を規制し、さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。	EICネット
水質環境基準 (水質汚濁に係る環境基準)	p. 3	環境基本法に基づき、水質保全行政の目標として、公共用水域及び地下水の水質について達成し維持することが望ましい基準を定めたもの。人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が定められている。 (参考 ⇒ 類型、類型指定)	EICネット
水質測定計画	-	⇒ 常時監視 の項を参照	
水生生物保全環境基準	p. 9	環境基本法に基づく水質環境基準が平成15年11月5日改正され、公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から全亜鉛が追加された。その後、24年8月22日にノニルフェノール、25年3月27日に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の基準値が追加されている。	EICネット
生活環境項目 (生活環境の保全に関する項目)	p. 3	環境基本法に基づいて定められている水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の2つがある。生活環境項目は、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの水域の利用目的に応じて設定されたいくつかの水域類型ごとに基準値が定められており、具体的な水域への類型の指定は、政府や都道府県知事が決定する仕組みになっている（類型指定若しくは類型あてはめ）。具体的には、pH、BOD、COD、SS、D <sub>0</sub> 、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌群数等の基準値が設定されている。 (参考 ⇒ 類型、類型指定)	EICネット
生物化学的酸素要求量	p. 3	⇒ BOD	
世界で最も美しい湾クラブ	p. 11	平成9年3月10日にドイツのベルリンで設立され、フランスのヴァンヌ市に本部を置く非政府組織。湾を活かした観光振興と資源保護、そこに暮らす人々の伝統継承や景観保全を目的に、加盟選定を行っている。富山湾は平成26年10月18日に同クラブに認定され、加盟した。	
富山県全県域下水道化構想2012	p. 18	市街地、農山漁村を問わず、全県域一体となった污水处理施設整備を進めていくための長期指針として、平成2年度に全国に先駆けて「全県域下水道化構想」を策定し、平成12年度には「全県域下水道化新世紀構想」として見直したところである。人口減少、施設老朽化等の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、平成33年までの富山県全県域下水道化構想2012を策定した。	

用語	本文ページ	解説	出典文献等
<b>『た』～</b>			
ダイオキシン類	p. 3	ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで非意図的に生成される。	環境省 環境白書
ダイオキシン類対策特別措置法	p. 23	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量(TDI)及び環境基準の設定とともに、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律。	EICネット
多自然型(川づくり)	p. 25	治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事。具体的には、種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性のある環境の確保、その川に相応しい生物の生息・生育環境の保全・復元等を目標としている。国土交通省が所管する河川整備事業のひとつで、1990年に創設された。	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	p. 9	合成洗剤の主成分などとして使われている界面活性剤の一種であり、環境中への主な排出源は家庭でほとんどが河川や海などへ排出されている。 平成25年3月に公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から生活環境の保全に関する環境基準に追加された。	
単独処理浄化槽	p. 9	生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。汲み取り便所が不衛生で悪臭の原因になることから、日本独自の排水処理装置として1970年代より急速に普及した。2001年4月からは、浄化槽法(1983)で単独式浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。 ⇒ 合併処理浄化槽	
窒素	-	⇒ 窒素、りん	EICネット
窒素、りん	p. 7	窒素、りんは動植物の増殖に欠かせない元素であるが、水中の濃度が高くなってくるとプランクトンの多量増殖の原因となり赤潮の発生や水域の富栄養化を招くことがある。 河川には、環境基準等の設定はないが、湖沼、海域のうち一定以上の閉鎖度の水域には、全窒素、全りん的环境基準や水質汚濁防止法の排水基準が適用される。	EICネット
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)(化管法)(PRTR法)	p. 23	有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に1999年に制定。 化学物質の排出量、移動量の届出・集計・公表などを定め、都道府県を経由して国に収集、集計された事業者の届出データは、その他の発生源からの排出量と併せて公表する、PRTR制度を定める。 対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるものなどで、環境中の存在量等に応じて、「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」に区分される。このうち排出量等の届出対象となるのは、第一種の462物質。また、指定化学物質を扱う事業者には、MSDSの交付による情報提供を義務づけている。	EICネット
富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会	-	県内の一級河川に関わる水質汚濁対策に関する各関係機関相互の連絡調整を図ることを目的に設置されており、水質の監視や水質事故発生の防止を推進している。協議会は、国・富山県・岐阜県・流域市町村で構成され、水質汚濁に関する連絡、調整及び水質汚濁防止のための啓発を行っている。(事務局：国土交通省北陸地方整備局)	

用語	本文ページ	解説	出典文献等
(公財)とやま環境財団	p. 28	(公財)とやま環境財団は、県民、企業、行政が一体となって地域に根ざした環境保全活動を推進するための拠点として平成3年7月に設立された。環境意識の高揚や環境保全に関する知識の普及、環境保全活動の支援等を目的に各種の事業を行っている。	
富山県環境基本計画	p. 1	富山県環境基本条例の理念の実現に向けて、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、条例第11条の規定に基づき施策の大綱や必要な推進事項を盛り込んで策定したものであり、富山県における環境の保全と創造に関する最も基本となる計画。(平成10年3月策定、平成16年3月改定、24年3月改定)	
富山県環境基本条例	p. 1	環境の保全及び創造(快適で恵み豊かな環境を保全し、及び創造することを用いる。)について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めるもの。(平成7年12月20日公布)	
富山県水質環境計画推進協議会	p. 31	水質環境計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、商工業、農林水産業、消費者等の各種関係団体及び国、県、市町村の関係機関により構成。毎年、開催し、計画に基づく施策の進捗状況、水環境保全活動の状況等について報告し、今後の施策の推進方針等について検討している。	
富山県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	p. 20	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき定める、県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画。 (参考 ⇒ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)	
富山県適正農業規範	p. 21	自らの農業生産活動を客観的に点検するとともに、自然環境の保全も含めたより持続性の高い生産活動に取り組むことが重要となってきたことから、農業生産活動の各工程で必要とされる具体的な取組み等を定めたもの。	
とやまの名水	p. 6	富山の水が持つきれいさ、豊かさあるいは優れた水環境を広く県内外に紹介することを目的に、昭和61年2月「富山の名水」(55件)を選定したが、その後新たな「名水」候補も整理されたことから、陸水の水環境10件と富山湾の深層水を追加選定し、全部で66件となっている。 「とやまの名水」選定基準は、次のとおり。 ① きれいな水で、古くから生活形態や水利用等において、水質保全のための社会的配慮が払われているもの ② 湧水等で、ある程度の水量を有する良質なものであり、地方公共団体等において、その保全に力をいれているもの ③ いわゆる名水として、故事来歴を有するもの ④ その他、特に自然性が豊かであり、希少性や特異性を有するなど、優良な水環境として後世に残したいもの (参考 ⇒ 名水)	
富山湾水質改善対策推進協議会	-	県内の事業所等における窒素及びりんへの削減対策を総合的かつ効果的に推進し、富山湾の水質改善を図ることを目的に、関係の事業所・機関で構成し、窒素、りんの削減対策に係る情報交換等を行っている。(事務局 県環境保全課)	
<b>『な』～『は』～</b>			
内部生産	p. 7	海域においてCODであらわされる有機物量は河川等から流入した有機物以外に、海域内部で生産される有機物が含まれ、後者を内部生産という。内部生産される有機物の実体は大半がプランクトンなどの微生物そのものである。 内湾部では内部生産量が3割から7割に達するといわれる。内部生産を抑制する、つまりプランクトンの増殖を抑制するためには、流入する窒素、りんなどの無機栄養塩の削減が重要である。 ⇒ 植物プランクトン、窒素、りん	EICネット
75%水質値	-	⇒ 年間75% (水質) 値	EICネット
年間75% (水質) 値	-	年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目 (nは日間平均値のデータ数) のデータ値を75% (水質) 値といい、BOD及びCODの環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合に用いるものとされている。	EICネット

用語	本文ページ	解説	出典文献等
ノニルフェノール	p. 9	難分解性の化学物質で工業用の界面活性剤として用いられるノニルフェノールエトキシレートの原料、印刷インキ材料、酸化防止剤の原料などに使われている。環境中では、ノニルフェノールエトキシレートが分解されることによっても生成される。 平成24年8月に公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から生活環境の保全に関する環境基準に追加された。	
排出負荷量	p. 8	⇒ 汚濁負荷量	
富栄養化	p. 7	生活排水の流入等により海洋や湖沼で栄養塩類（窒素、りん等）が増加することを行い、プランクトンの増殖を引き起こし、赤潮等の原因となることがある。 (参考 ⇒ 窒素、りん)	
保安林	p. 21	水源涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的を高度に達成する必要のある森林で、森林法に基づき、農林水産大臣又は知事が指定した区域で、伐採・土地の形質変更などが制限される。	
北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)	p. 27	NorthWest Pacific Action Plan 複数の国で共有される海域について、海洋環境保全に関して関係国の協同による行動を推進するため、国連環境計画 (UNEP) (⇒ 国連環境計画) が進める地域海行動計画の一つで、日本海及び黄海を対象とするものであり、1994年9月の第1回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの4か国により採択された。各国には地域活動センター (RAC) が指定され、NOWPAPの個別の事業を推進している。日本では(財)環日本海環境協力センター (⇒ NPEC) が特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター (CEARAC) として指定されている。また、事務局機能を果たすRCU (地域調整ユニット) が、日本 (富山) 及び韓国 (釜山) に2004年 (平成16年) に設置されている。	
北東アジア地域自治体連合 (NEAR)	p. 27	The Association of North East Asia Regional Governments 北東アジア地域の交流促進、共同発展及び世界平和への寄与を目的に設立された自治体による国際組織であり、その活動は、総会にあたる北東アジア地域自治体会議 (首長級会合)、実務委員会 (部局長級会合) 等の開催のほか、会員自治体 (2007年7月18日現在、日本、中国、モンゴル、韓国、北朝鮮及びロシアの6か国65自治体) から提案された事業やプロジェクトを推進する7つの分科委員会 (経済・通商、文化交流、環境、防災、一般交流、辺境協力、科学技術) の活動が中心となっている。 県では、現在、NEARの一般交流分科委員会と環境分科委員会のコーディネート自治体として、NEARの活動に対し積極的な協力を行うことにより、北東アジア地域の共同発展を支援している。	
<b>『ま』 ~ 『わ』</b>			
名水	p. 1	「きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの」、「いわゆる名水として故事来歴のあるもの」、「その他、特に自然性が豊かで、優良な水環境として後世に残したいもの」を指す。環境省の「名水百選」には本県から8か所が選定されており、県でも「とやまの名水」として66か所を選定している。 (参考 ⇒ とやまの名水)	
水循環基本法	p. 12	水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することを規定したもの。(平成26年7月施行)	国土交通省
水と緑の森づくり税	p. 21	森林を全ての県民の財産として、県民全体で支え、次の世代に引き継いでいくための新たな財源として、平成19年度から県民税均等割への超過課税方式を採用した「水と緑の森づくり税」を導入し、とやまの森づくりのための事業に活用している。	
モニタリング	p. 7	場所や時間等を定めて継続的に計測・調査すること。	
有機塩素化合物	-	塩素を含んでいる有機化合物の総称で、代表的なものとしては、金属部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニングの溶剤として広く使われてきたトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンが挙げられる。	
有機汚濁	-	水中の有機物質量が増大することにより、水質が汚れること。通常、有機汚濁という場合は、生物等によって分解されやすく、毒性の問題がない場合であり、台所排水や洗濯排水などの生活雑排水も主な有機汚濁の原因となる。汚濁の代表的な指標として、河川ではBOD、湖沼及び海域ではCODが使われており、有機物が分解されるときに酸素を消費することを利用して。	

用語	本文ページ	解説	出典文献等
要監視項目	-	<p>【人の健康の保護に係る項目】</p> <p>平成5年3月に人の健康の保護に関する環境基準項目の追加等が行われた際に、人の健康の保護に関連する物質ではあるが公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるクロロホルム等の25物質について「要監視項目」と位置付け、継続して公共用水域等の水質の推移を把握することとした。その後、平成11年2月の見直しにより3項目を環境基準健康項目に移行し、平成16年3月には、新たに5項目を追加し、平成21年11月には、公共用水域については1項目、地下水については3項目を環境基準健康項目に移行して、現在では、公共用水域26項目、地下水24項目が設定されている。</p> <p>【水生生物の保全に係る項目】</p> <p>「生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生態又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」についても、平成15年11月に要監視項目が設定されました。その後、平成25年3月に改正が行われ、現在クロロホルム等の6項目が設定されている。</p>	環境省 環境白書
りん	-	⇒ 窒素、りん	EICネット
類型	p. 4	<p>水域の利用目的に応じて定められている環境基準（生活環境項目）の区分で、BOD等については、河川はAA～E類型の6つに、湖沼はAA～C類型の4つに、海域はA～C類型の3つに分けられている。河川や湖沼のAA類型、海域のA類型は最も清浄な水質を目標とする水域である。</p> <p>また、水生生物保全の観点から、15年11月に「全亜鉛」について、河川・湖沼・海域別に水生生物の保全に係る環境基準が定められ、23年8月には「ノニルフェノール」、24年12月には「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が追加されている。</p> <p>(参考 ⇒ 生活環境項目、類型指定)</p>	EICネット
類型指定 (類型あてはめ)	p. 9	<p>水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、全国一律の基準値を設定していない。</p> <p>国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が水域の利用目的に応じて、指定（あてはめ）していく方式となっており、「類型指定」又は「類型あてはめ」という。(参考 ⇒ 生活環境項目、類型)</p>	EICネット
<b>『英字』</b>			
BOD (生物化学的酸素要求量)	p. 3	<p>生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand</p> <p>水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、河川の有機汚濁を示す代表的な指標。</p>	
COD (化学的酸素要求量)	p. 3	<p>化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand</p> <p>水中の汚濁物質を化学的に分解するときに必要な酸素の量で、海域及び湖沼の汚濁を示す代表的な指標。</p>	
DO (溶存酸素量)	-	<p>溶存酸素量 Dissolved Oxygen</p> <p>水に溶けている酸素の濃度であり、河川等が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費することから値が小さくなる。溶存酸素が不足すると魚介類に悪影響が生じる。</p>	
NEAR	p. 27	⇒ 北東アジア地域自治体連合	
NOWPAP	p. 27	⇒ 北西太平洋地域海行動計画	
NPEC	p. 27	⇒ (公財)環日本海環境協力センター	
pH	-	水素イオン濃度指数。中性は7、これより小さいものは酸性、大きいものはアルカリ性。	
PRTR	p. 23	<p>環境汚染物質排出・移動登録 Pollutant Release and Transfer Register</p> <p>有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運びだされたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。</p> <p>(参考 ⇒ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)</p>	
SS (浮遊物質質量)	-	<p>浮遊物質質量 Suspended Solid</p> <p>粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の濃度で、水の濁りの度合等を表す。</p>	
UNEP	-	⇒ 国連環境計画	

表紙写真

雨晴海岸から望む立山連峰（中央）

全国名水百選（中央上から時計回り）

名水百選（昭和 60 年 3 月）：

黒部川扇状地湧水群（黒部市、入善町）、穴の谷の霊水（上市町）、立山玉殿の湧水（立山町）、瓜裂清水（砺波市）

平成の名水百選（平成 20 年 6 月）：

いたち川の水辺と清水（富山市）、弓の清水（高岡市）、行田の沢清水（滑川市）、不動滝の霊水（南砺市）

---

---

富山県生活環境文化部環境保全課

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号 直通 076-444-3146 FAX076-444-3481

URL [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1706/](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/)

（この印刷物は、可能な範囲で環境負荷の低減に配慮した用紙を使用しています。）